

昭和三十一年四月十三日(金曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 神田 博君
理事小笠 公昭君 理事鹿野 幸吉君
理事小平 久雄君 理事佐本 一雄君
理事長谷川 四郎君 理事中崎 敏君
理事永井勝次郎君

阿左美廣治君 秋田 大助君

宇田 耕一君 内田 常雄君

菅 太郎君 椎名悦三郎君

島村 一郎君 首藤 新八君

鈴木周次郎君 田中 角榮君

田中 龍夫君 中村庸一郎君

野田 武夫君 前田 正男君

南 好雄君 森山 欽司君

山本 勝市君 伊藤卯四郎君

加藤 清二君 佐々木良作君

佐竹 新市君 多賀谷眞稔君

田中 武夫君 帆足 計君

松尾トシ子君 松平 忠久君

八木 昇君

出席國務大臣

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席府委員

總理府事務官(公
正取引委員会事
務局長) 坂根 哲夫君

通商産業事務官 川野 芳滿君

(大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官(企業局長) 徳永 久次君

中小企業庁長官 佐久 洋君

通商産業事務官(中小企業
庁振興部長) 秋山 武夫君

委員外の出席者 議員 春日 一幸君
通商産業事務官(企業局長) 古沢 実君
専門員 越田 清七君

四月十三日

委員石田有全君及び八木昇君辞任に
つき、その補欠として帆足計君及び
水谷長三郎君が議長の指名で委員に
選任された。

本日の会議に付した案件

百貨店法案(永井勝次郎君外十二名
提出、衆法第三号)

百貨店法案(内閣提出第七〇号)

○神田委員長 これより会議を開き
ます。

永井勝次郎君外十二名提出にかかる
百貨店法案、内閣提出にかかる百貨店

法案、以上両案を一括議題とし、審査
を進めます。質疑の通告がありますか
ら順次これを許します。山本勝市君。

○山本(勝)委員 ただいま議題となっ
ている百貨店法案について、いささか

質疑を行いたいと存じますが、質疑に
入る前に、私がこの法案に対して何ゆ

えにかくも深い関心を寄せるかという
理由を簡単に申し述べておきたいと考

えます。

御承知の通りこの法案は、百貨店業

者の活動を抑制する権限を通産大臣の
手に、実際は官僚の手に委任すること
を内容とするものでありまして、明ら
かに国家が権力をもって国民の自由を
規制を加えんとする一つの委任立法で
あります。この点は政府案も社会党案
も同様であります。民主主義国家にお
いて、国民の自由が基本的人権として
尊重せらるべきは論を待たないところ
であります。注意すべきことは、国
民の自由権は、憲法第十三条に規定す
るように、国民が個人として一人々々
保護されておることであり、また国民
の自由は憲法第十二条にも明記されて
おる通り、国民の不断の努力によつて
のみ保持され得るということでありま
す。自由や権利が国民個人として保障
されるということは、申し上げるまでも
なく、ただ一人の自由権利といえど
もみだりに侵してはならないというこ
とであります。また憲法第十二条の規
定は、国民の自由権の尊重がいかに憲
法に規定されておりました。油断を
すれば容易にそれは空文と化すること
を警告したものと考えるのでありま
す。ワイマール憲法にいたしましては
も、明治憲法にいたしましては、国民
の自由は保障されておりました。そう
してこれが制限は法律によらねばなら
ぬことになっておりました。しかるに
それがいつしか破壊されて、独裁専制
の政治が実現したのであります。わ
れわれはそれが常に国家のためとか、
公共の福祉のためとかという名目のも
とに破壊されているという事実を忘れ

ることができないのであります。多数
決は民主主義の一つの形式に違ひあり
ませんが、しかしわれわれが最も警戒
を要するのは、民主主義が多数の力で
破壊される危険についてであります。
すなわち民主主義の形式によつて民
主主義そのものが破れる危険について
であります。ワイマール憲法の民主主
義も、明治憲法の民主主義も、法律に
よつて、すなわち多数の力によつて破
られたのであります。私が昨年、社会
党及び民主党から百貨店法案が提出さ
れたときからこの法案に対しておそら
く多くの同僚諸君が不可解と思うほど
の関心を示しましたのは、この法案が
民主主義の根幹をゆすぶる法案である
と信じたからであります。私はしばら
く通産省におりました関係から、通産
当局に対してもたびたびこのような法
案を提出することのないように忠告を
いたして参りました。そのたびごと
に、私に対する答えは政府に提案の意
思はないということでありました。し
かるにこの国会になって私にとっては
突如としてこの法案提出を見るに至っ
たことは衷心遺憾にたえません。

以下の質疑は、もちろん商工委員と
しての個人の質疑であります。この
際同僚諸君並びに政府において誤解
のないように、本案に対する自由民主
党の態度についても一言しておきたい
と思ひます。党の総務会においては、
この法案について意見の一致を見ず、
結局時間の関係から政府提案を承認は
するが、同時に内容についてはどのよ

うに修正をしてもよいという決定を行
いました。すなわち委員会の審議と並
行して党においてもさらに内容を検討
し、最終的には両院議員総会において
決定するとせられましたが、その後今
日まで党の最終決定は見えていない実情
であります。

さて第一にお伺いしたいのは、これ
は政府案並びに社会党両者に対して共
通であります。私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律とこの法
律との関連についてであります。御案
内の通り、私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律は、その目的と
して、「公正且つ自由な競争を促進し
、事業者の創意を發揮せしめ、事業活
動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の
水準を高め、以て、一般消費者の利益
を確保するとともに、国民経済の民主
的健全な発達を促進することを目的
とする。」と規定しておるのでありま
す。すなわち自由な競争を促進するこ
とは、公正かつ自由な競争を促進するこ
とが事業者の創意を發揮せしめ、事業
活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得
の水準を高めるゆえんであつて、それ
によつて一般消費者の利益が確保せら
れるとともに国民経済の民主的健全な
発達を促進されるというのであります。
す。しかるに今回の百貨店法案におき
ましては、たとい公正かつ自由な競争
でありましても、中小小売業者に対して
著しい不利益を与えること認められる場
合には、これを抑制することが国民経
済の健全な発達に資するというのであ

ります。これは政府案における言葉をそのままとしますと、国民経済の健全なる発達に資するといふのであります。両法案の基本的な考え方は一致しがたいように思われるのであります。が、提案者、政府及び社会党においてはどういうふうなそれを一致させておるのであるでしょうか、まず第一にこの点を伺ひたいします。

○川野政府委員 百貨店法の事業活動が中小商業の事業活動に深刻なる影響を及ぼしまして、中小商業の事業活動が脅かされる、そういうような点から事業活動にある程度の調整をいたそう、こういうことを目的といたしておる法律であります。独占禁止法は御承知のように私的独占、不当なる取引制限及び不公平な競争を禁止する法律でございます。従ひまして百貨店法と独占禁止法とはその目的を異にいたしておるわけでございます。従ひまして不公平な競争をなくする、百貨店の事業活動が中小商業に著しい影響を及ぼす場合必要なる調整を行うものでございまして、その目的とするところは中小商業の保護にあるわけであります。従ひまして両々相待ちまして中小商業の維持、育成をいたす、こういうわけであります、決して相反するものとは考へておりません。

○春日一幸君 お答えを申し上げます。山本君の御質問は、政府案並びにわが案共通の点にも触れていささか反論を含めての御質問がございましたので、その点にも触れてお答えをいたしたいと思つております。

御承知の通り、この百貨店法案は政府がみずからお出しになっておるのであります、しこうしてその政府案の

中にも、百貨店の売り場面積の拡張、それから新設についてはやはり許可認可事項として拘束を加えんといはしておるのであります。ところがこういう事柄は、たゞいま山本さんの御発言によりまして、与党がこれに對して了承を与えていない、なお修正するといふことは自在である、ただ単にこの法案を国会に上程することだけを承認しておるといふお言葉であります。が、私は少くともこの神聖なる国会の場がそのような不確定議案と申しまじようか、そのような裏面に八百長的な、暗黙のいりなき引合ひが込められて、そしてそういうものがこへ上程されて参つたといふことについては、まことに遺憾の意を表せざるを得ないのでございます。申し上げるまでもなく、かつて委員会における表決の決定が本会議における表決の決定と相反したことによりまして、さきには参議院において小川友三君が除名をされたことすらあるものでございます。私もは議會政治が責任政治である立場において、与党と政府が一体なる立場において、さういふ法案が出て参りましたからには、当然これは与党と政府間において十分その理解をされ、そして合致した意見のもとに提案されておると考へておつたのであります。が、それが実は單なる不確定議案であり、修正してもいいというやうな、そういういわば中途半端な法律案をお出しになつたといふことが事実でありました。これはまことに大きな、重大な政治問題であると思つております。

まず第一番に、その企業自由の原則に対する憲法論であります。山本君は経済学の博士でいらつしやいますから、当然、この問題について深い御造詣がございまして、さういふ御意見も、企業自由の原則はあらゆる場合に於いて公共の福祉のために拘束がされておることは御承知の通りでございます。たとえば金融関係法、保険関係事業、あるいはふる屋とかあるいは輸送業、そういうような業種は必ずしも企業自由の原則が憲法で定められておるが、いづれも公共の福祉、全体的な経済上の均衡をはかるという立場でそれぞれの制限を受けておるものであります。あるいはまた経済行為にいたしまして、たとえば為替管理がしかれておりますし、あるいはまた融資規制が行われておる、あるいはまた為が独占禁止法のもとにおいて、いろいろの拘束が行われておることは、これはまた公共の福祉、これを守るといふ立場において厳に行われておることでありまして、さういふやうな理解の上で立つて百貨店の営業行為について、この際必要な規制を加へたいといふことは、別にその憲法の精神、現在の政治秩序、そういうものに逸脱するものとは考へないものであります。

それからもう一つは、独占禁止法関係におきまして、これはわが国の経済憲章は、公正にして自由な競争を通じて経済の発展とそれから国民の福祉をはかる、さういふことが述べられておりますけれども、私どもの考へるところでは、現在この百貨店の事業活動が自

由公正の競争ということよりもむしろ弱肉強食のきらいがありはしないか。われわれの考へております自由公正の商業活動といふものの規範は、たとえばだれでもやろうと思へばやれる、さういふ共通の場所を考へていきたいといふのであります。申し上げるまでもなく、百貨店にはその背後に大きなシンジケートがあり、大資本を持つておりますので、いろいろ売り場面積を拡張しようと思へば自由自在に拡張もできまじやうし、販売行為、仕入れ行為ともに特殊の方法をやろうと思へば、大体それが経済の常道であります。限りおこなふおぼろげなことがなし得ないことは少いのであります。ところが中小企業者や手銭手弁当の關係上資金におのずから限界がありまして、百貨店がなし得ることを、またなすしておりますことをやろうと思ひまして、おのずから資金の限界がございましてなし得ないのでございます。さういふわけで百貨店は一方においてどんどん膨張し、小売店はさういふ拘束を受けまして、結局だんだんと百貨店が発展をいたしました度合いだけこの小売店が圧迫を受けて参る。これは国民全体を通じての自由にして公正な原則、さういふ独占法が指向いたしております精神から申しますと、むしろ独占禁止法の違反の事例に属する。さういふ意味で、さきに公正取引委員会が一応告示をいたしまして、百貨店に警告を發したことは御承知の通りであります。ところがなかなかさういふ効果が上つて参りませんので、さきに告示をいたしました事柄をもこの法律の中に吸収いたしました。そして、さうして経済秩序を確保して独占禁止法の精神

をさらに貫きまして、さうして百貨店相互間、百貨店と小売店、百貨店と問屋、それから消費者、さういふいろいろな相互間における秩序を調整していきたい、さういふのがこの百貨店法案の趣旨であるのでございまして、山本君の御見解とはだいぶ隔たつておるのであります。が、いづれも現行法律の範囲におきまして何ら抵触する面はないと存するのであります。

○山本(藤)委員 ちょっと私お願いしておきますが、私は質問をしておるのであつて討論しておるのではありません。それで質問の点だけ一つお答えいただきたいと思います。ですから私は、政務次官よりもむしろ局長にお願いした方がいい。あらかじめ用意してきたものを讀まれるといふやうにして質問と違つたことが出てきますから、それよりも質問した要點だけを答へていただければけっこうなんです。春日さんの話も憲法論が出ましたが、あとで質問しようと思つておる質問のないうちに答へられる、これは困るのであります。ただいまの質問についての答へは、実は私の問いに答へていないといふことは、もう皆さん御承知だと思ふ。私の、独占禁止法の場合には、不正な競争とか不当取引とかいふものであります。これは取締りの対象になる、しかし平穩かつ公正、あるいは公正かつ自由な、不正不当でないところの取引は、むしろそれが消費者の利益になり、国民経済の正常な発達に寄与するのだ、さういふ基本的な考えの上に立つておる。ところが今度の場合には、百貨店の不正不当の取引を取り締るといふのなら一致しますけれども、正

当公正かつ平穩なるものであつても、その影響力を考へてこれを取り締るというところに両者は一致しないものがある。しかし私の質問の意味さへはつきり御了解願ひ、かつ記録にはつきりとどまらずすれば、私はそれ以上尋ねません。

第二にお伺ひ申したいのは、本法において国民の基本的人權を制限せんとする憲法上の根拠についてであり、また民主主義憲法の精神からすれば、すべて国民の基本的人權の制限は法律によらなければならないとともに、それは公共の福祉のために必要やむを得ないときに限られております。このことについては何人にも異論はないと信じてますが、そこで伺ひたいのは、百貨店の平穩かつ公然たる事業活動が、いかなる意味において公共の福祉に反すると考へるのであるかということであり、私がこの点に疑問を持ちますのは、一般に百貨店が繁盛をするということは、結局は消費大衆の便益に貢獻するからであると思つておりますが、いかなる憲法学者の説を検討いたしてみても、およそ経済の世界において、平穩かつ公然たる活動によつて消費者の信用を博し、もつて同業者に優先するという事実をもつて公共の福祉に反するとは解釈しておる者は一人も見当らぬからであります。春日さんの方は、先ほどこの点に觸れて、資金の少いものが資金の多いものと同じことをやろうとしてもやれないということとがもうすでに不公正なんだ、金を持つておるものと同じようにやらせるのが公正なんだという解釈をしております。これは考へる根拠が非常に違つておりますので、お伺ひしませんが、

局長の方はどういふふうに考へておられるのか、そういう点を伺ひたいと思ふ。つまり百貨店の不正不道な活動は、これは問題ないですが、そうでないに、正常な活動であつて、ただそれが消費者に対して非常に便益を与へるというので消費者がそこへ集まつてくる。それがそれほど便益を与へない——これは資金が少いかいといういろいろな事情がありましようが、そういうことのためにサービスが悪いとか、いろいろな点で打撃を受ける、そういう影響を与える行為が、もしこれが公共の福祉に反するということであつたら、およそ百貨店だけではない、いかなる産業におきましても同じ事実が起つて参ると思ふのであります。これはどういふふうな意味で、この法律によつて制限することが公共の福祉の上に必要だと考へられたか。これは理由があるに違ひないでしよう。公共の福祉という点が憲法上問題になることは十分に考へられておるに違ひないのでありますから、それはどういふふうに一応解釈しておられるかということをお伺ひたいと思ふ。

○徳永政府委員 この法律の第一条の目的で簡単に趣旨を表現いたしてゐるわけでありまして、「百貨店業の事業活動を調整することにより、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資する」これを裏から理解していただきますれば、公共の福祉としてどういふ実態を考へておるかということが御了解いただけるのではないかと申すわけでありまして、と申しますことは、日本の国民経済の中におきまして、百貨店の最近の事業活動の状

況といひますものが、自主的な店舗の拡張、売り場面積の拡張という現象を非常に呈しておきまして、それをそのままに放置しておきます場合には、ここに書いてあります中小商業の事業活動の機会、もつと簡単に申し上げますれば、中小商業者が商業を営む機会すらもなくなるといふ危険をはらんでおるといふところが公共の福祉から見て適當でない、それをどのように調整する必要があるというものがこの法律の目的であり、憲法の条章から見まして適度の調整を必要とすると思つた趣旨であります。

○山本(總)委員 おそらくそういうふうにお考へられたに違ひないと思ふのであります。実は先般予算委員会に、私は法制局を呼んで、すでに百貨店法案というものが提案されてゐるのだから、法制局においてもこれを審議したに違ひないと言つたところが、審議したという。そこで、自由の制限は、公共の福祉に反しない限りやつてはいいないのに、どういふ意味で公共の福祉に反するといふ解釈をしたのかということをお尋ねいたしましたところが、法制局の局長はほかに用事があつて、部長でありましたか、見えられまして、こういう答弁をされた。それは、日本における中小商業者といふものは非常に数多く、いわば日本の国民経済のバックボーンをなしてゐると解釈する、背骨をなしてゐる、この背骨を大事にしないと経済がくずれしてしまふから、この背骨を打ちこわすような力というものを排除しなければ経済が倒れてしまふ、こういう意味のことで、私から見ればいささかこじつけと思ひますけれども、一応

そこで切り抜けようとしておられるようでありました。かりにその活動が不正不道でなくとも、全国で百数十万もあるところの業者がそれによつて倒れてしまふ、国民経済の背骨が折られてしまふといふようなことであります。と、非常の措置をしてでもそれに対する打撃を排除することは、公共の福祉の立場から十分に理由があると私は思ふのですが、ただ私の調査によりますと、わが国における全小売業者の中で、五十坪以下の店舗の業者がどれくらいあるかといひますと、全体の九九・六%を占めてゐる。いなかには、皆さんが頭でちよつと想像なさつてもわかりませんが、大抵十坪以内である。つまり十坪といへば二十畳敷であります。二十畳敷あるいは三十畳敷なんという店舗の店はほとんど大きい方です。東京でも神田から日本橋にかけて見ましても、小売業において五十坪以上、つまり百畳敷以上の店舗を持つておる店といふものはそうありません。ですからこの九九・六%以上を占めておるものが非常な打撃を受けておる、経営困難になつておるといふ場合にはこれを救済するといふことは私は必要だと思ふ。思ひますが、これがどうして困難に陥つておるかといふことで、これを救済するには効果のある方法をとらなければならぬ。これは過激な競争といふか、破壊的な過當競争といふものによつて経営困難になつておるのであります。そうしますと、都会において千坪以上、いなかにおいて五百坪以上の店の新設拡張を抑えてみましても、それ以下のものは全く自由だ、購買組合も全く自由、それから中小商業者のお互い同士の競争も全く自由だといふよ

うな、こういう立法をしました場合には、この法律によつて得られるところの利益と、この法律によつて失われるところの価値といふものとを比較して、果してプラスになるか、マイナスになるかといふことを私は考へるのであります。マイナス面としては、御承知の通り、自由、基本的人權といふものをやむを得ず抑えようということ、これは憲法の、民主主義の一つの原則に對するある程度の例外をそこに認めようといふ点も一つの重大な問題であります。もう一つは、合理的な経営をやつて能率を上げておるものを抑へないものよりも成功するものを抑へるということ、経済の進歩あるいは秩序の原則に對する一つの非常に大きな變革でありますから、これもやむを得ず行ふ場合はほんとうにやむを得ないのであつて、これも一つのマイナス面であります。それと比べて、これらをやつた場合に果して全体の九九・六%を占めておる業者にとだけだけの、つまりそれらの生活ないし経営にプラス面をもたらすか。ほんとうにそれらを助けるということとは私も必要だと思ふのであります。それがそれならば税を安くするとか、金融の面のいろいろなめんどろを見るということとを別にいたしましても、この一つの自由を制限するといふやり方から見ましても、千坪以上抑へるとか、地方において五百坪以上抑へるといふのではなくて、九九・六%を占めておるものを助けるためには、少くともそれ以上のものを、これは憲法上の基本的な問題ですから、永久に抑へるといふことはできません。一時期過當競争をストップさせて、そうして息をつかせる、このための有

効な方法としては、少くとも私は五十坪以上、すなわち百畳敷以上の店舗を持つておるものを制限するという方がはるかに効果があると思う。それが非常にめんどうだというならば、もう少し上げて、地方においては百坪以上、六大都市においては二百坪以上のものを押えたい。小さな九九・六を占めておる五十坪以下のものの競争相手というものは、千坪以上、五百坪以上の百貨店よりも、地方においてはむしろそれ以下のものが激しい競争相手になっておる、こういうふうには考えるのであります。何ゆえに六大都市においては千坪以下を規制のワケ外に置いたか、地方においては五百坪以下の商業者を規制のワケ外に置いたか。つまり全体の一％か二％より占めていないものをワケ内において、そうして九九％以上を占めておるものの競争相手としてそのまま放置することにしたか、この点を伺いたい。

○春日一幸君 この法律は、現在行われております百貨店の商業活動をさらに削減し規制しようというのではなくて、新設あるいは増築しようという場合に、許可、認可という拘束を通じて制限をしようとするものであることを御理解願いたい。といたしますれば、現行の百貨店は百貨店としてやっといこうと思えばやっといけるし、小売店もやっといこうと思えばやっといけるという、そういう秩序をこの法律によって確保しようと考えておるのでありますから、従って私どもは、現在の百貨店と小売店とを通じての商業活動は、おおむね日本における商業活動の全体的な立場において妥当なものであるという理解の上に立つておる

ことをまず御承知を願いたいと思うのであります。さらに申し上げますならば、私どものねらいは、現在の日本の産業構造上必要欠くべからざる立場を占めておるもの、すなわちそれは労働者を雇用する面において、あるいは消費者に消費物資を供給する任務を果す立場において、小売店が必要欠くべからざる立場にあるということを理解いたしまして、この小売業者たちが正当にその事業を行なっていくと欲すればそれがやっといける、こういうことを念頭に置いておるわけでありまして、そこで今、現実には九九・六が五十坪以下というお話であります。山本さんの考えは、将来日本の経済が海外に発展せず、だんだんと人口がふえていくという場合に、それらの人々に職場を与えなければならぬというようないろいろの事情の變更が生じて参りました場合には、あるいはそういう必要も生じて参るかもしれませんが、われわれが当面しております現状というものは、これは山本さんが御調査になつております通り、また通産省の商務課が調べたところによりますと、昨年の六月十八日現在で百貨店のさらにこのすこい大拡張計画が行われておるというこの現実を最も重視いたしておるのであります。具体的に申し上げますと、東京においては十合東京店、丸物池袋店、川崎においては、さいか川崎店などが新築計画、それから拡張工事は秋田においては木内、金沢の和和、鹿兒島の山形屋、福岡の岩田屋、和歌山の丸正、姫路の三共、小倉の井筒屋、東京においては伊勢丹、三越、松坂屋上野店、名古屋においてはオリエンタル、丸栄、浜松においては松菱、こう

いうような工合に百貨店のものすこい拡張計画が行われております。こういう状態を無拘束にほうっておきますと、百貨店相互間の競争が激しくなり、そうしてその競争と競争とのしわ寄せをさらに小売店が受けて、百貨店もやっといけなくなり、さらに小売店もやっといけなくなることになる。こういう当面しております現実を最も憂慮いたしまして、こういう無拘束な競争状態に対して、公共の秩序、公共の福祉を案ずる立場から、この程度の規制は当面やむを得ない、こういうのが私どもの法律案を提出しております最も大きな理由の一つでございます。御指摘のように、さらに実際にそれ以下のものまでも規制すべしという事柄につきましては、私どもは現在百貨店が現実には大拡張しているという当面急務的な措置をいたしまして、とりあえずこの措置を考へておるのでありますから、それ以下のものについては今後の経済情勢の推移に応じて、また別途の措置をとらざるを得ないのではないかと考へる次第であります。

○山本(勝)委員 今伺いますと当面の措置として、今いろいろなたくさんの計画をしておる、これをほつておくわけにいかぬ、こういう点を非常に重視しておるのだということでありました。おそろく通産当局もほぼ同様だと私は思うのです。しかし、なぜ最近になってそういう計画がたかさん出されたか。そういうことは私はやや事実と違ふと思ひますが、昨年からいから拡張計画が多く立てられたのは、御承知の通り百貨店法というのを作つて今後新しい新設拡張は認めないということが国会において問題になってきたもの

ですから、それで今のうちに計画をしてやつておかぬとやれぬようになってしまふというので、三年後、五年後にやろうと思つたものまでも今計画に着手するということになつた事実が否定できないと思ひます。しかし、それは別にここで議論するわけではありませんが、ただその点で多少見解が違ひます。しかし、とにかく原因は何であらうとも、すでに目の前にたくさん出てきている。それがバックボーンに影響するということであれば、これはそのまま放置するわけにはいきません。自分でつけた火でも燃え上つて隣に類焼するときには、これは近所の家をぶつこわしてでも類焼を防がなければならぬ、自分でつけた火だからといってほつておいてもいいという言いわけにはならない、これはよくわかる。しかしそういうことでありますればこれは当面の問題であつて、こゝ一年とか二年とか一定の限界を切つて新設拡張をストップする、そしてその間に最も有効かつ総合的な中小企業の安定策を考へる。さしあたってはほつておけぬからというなら、時限立法となすのが至当ではないか。それを恒久立法として百貨店法を作る作るといつたから、それじゃたまらぬからというのでたくさん計画がかけ出してきた。これをほつておけぬからという、そういう法案を恒久立法とする必要はないのじゃないかというふうにおもふのですが、これは一つ春日さんでもけつこうです。

○春日一幸君 でもとははなはだ失礼でございます。お答えを申し上げたいと思ひますが、御承知の通り私どもはこれを禁止いたしてはいけないのであります。私の申し上げますのは、将来日本の人口がだんだんとふえてくる、さらに消費的な需要も増大して参る、そういうような場合に物品供給機関がさらに必要になるというような場合、さらにまたその地域においてそういうものがあつても小売業者の正当な商業活動を圧迫しないうと通産大臣が認定をいたしないう場合は許可がなし得るわけでありまして、従ひまして恒久立法として永久に新増設を禁止しておるのではないのであります。ただ企業者の單なる恣意によつて無制限にじゃんじゃんふやしていくという行為を一応ストップしておいて、そのつどそういういう公的な機関の審議にかけてこれを許可していく、こういうことでございまして、恒久立法の立場におきまして経済の事情と何ら相反するものではないと存するのであります。

○山本(勝)委員 そうしたら、先ほど私が伺ひましたが、東京においては千坪以下のもの、地方においては五百坪以下のもの、たとえば四百坪とか四百五十坪というふうなものはこの制限のワケ外になつてゐるわけですね。すると最近の経過を見ましても、もしこの法律が通つた場合必ず起つてくるのは、何らかの名目でその制限以下のものを設けるということが起つてくると思ひます。そういうものを放任しないで、もう少しワケを広げて、そうして全商業者の九九・六％というパーセンテージを占めておるものを保護するために、五十坪以上というのはあまり下り過ぎるなら、百坪あるいは二百坪以上のものは、これはほとんど一般の小売商人にはないという。そういうものは、ですから相当の資本金を集中し

なければできない。そういう地方における四百坪、三百坪といったような百貨店を自由を放任しておくという理由はないじゃないかと思う。当面の問題として処置するために、時限立法にするということ、そうして経済界の事情が変化してきた場合、消費者が非常に要求する場合には、もちろん許せるという余地も残しておきますが、時限立法にすると同時に、その一定期間だけならば私はもう少し制限のワタを広げたい方が、小さな商業者、九十九%以上を占める商業者にとってプラスになる、こういうふうに思うのですがいかがですか。

○川野政府委員 山本委員のお説も一つのお説であらうかと考えます。しかし実際問題といたしまして、現在中小商業者に重大な影響を及ぼしてありますものは大デパートでございます。従いまして百貨店法におきましては、六大都市においては三千平米で、地方においては千五百平米というふうにしたしておりますので、そういう観点から今回は六大都市が三千平米、地方が千五百平米というふうにした次第であります。なおなせ時限法にいたさないか、こういうお説でございますが、今回の法律が全然新築あるいは増築を認めない、こういうような法律でございましてならば、あるいはお説のように時限法ということも起るかと思えますが、中小商業者に悪影響を及ぼさない、こういうような地方におきましては、審議会の答申によって新設あるいは増築を認める、こういうような案件でございましてから、従って時限法にせなくても、現在提案をいたしましたこの法律でいけるのではなからうか、こういうわけでそういうふうにおいたした次第であります。

○山本委員 私はだいぶ考えが違いますが、討論になるとすまいからやめますが、許可するかしないかを商工会議所に相談した場合に、必ず同業者というものは猛烈な陳情をする、それで非常な打撃を受けます。またこれまで打撃を受けたかといつて通産省で聞いて回ったようでありまして、聞いて回れば必ず税金がこわいから、それだけでも打撃を受けましたと言ひにきまっております。新しくできるときは、なるべくできないことを同業者は望むのでありますから、もう反対陳情があつて、実際の制度をやれば新しく認めることは非常に困難になるという事は、これは何となく承知しておられる。これは何も認めないのじゃないのだということでありまして、事実上この場合は認められぬことになる、それも私はやむを得ないと思う。やむを得ないから、そのかわり時限立法にして、そして有効なようにもつと範囲を拡大して、一定期間をストップして、そうして破滅的競争に思つかせるということなら自由の制限もまだ意味があると思うのです。しかしこれは意見の相違になるかもしれないから、私はその次の質問に移ります。

第四点に伺いたいのは、この法案が商業の正常な発達や公共の福祉の見地に立つて消費者、中小商業者並びに雇用労働者の利益、特に消費者の利益をどのように考慮したかということについてであります。言うまでもないことであるが、商業といわず、工業といわず、すなわち生産といわず、配給と

いわず、すべては消費のためのものであります。消費に役立たない生産も流通も完全に無意味なものであります。この意味におきまして、国氏の基本的な人権の制限が許される公共の福祉やまたは商業の健全、正常な発達を考慮する場合には、何にも優先して消費者の利益が考慮せらるべきものと考えるのであります。この法案は消費者の利益を全然考慮していないのではないかとすら疑われるのであります。もし考慮してはいないとしたら、消費者の利益は公共の福祉の中に考える必要がないとせられた理由、考慮しておるのだとするならば、本法のどこにそれを考慮しておられるのかを承わりたいと思ひます。これは一つ企業局長にお願いいたします。

○徳永政府委員 この法案を立案いたしました際に消費者という字句は条文には出て参つておりませんが、それは法案の作り方の建前が、百貨店の事業活動と中小企業との調整という面をとらえて立案するという建前をとりました関係上、表現が出ていないわけでありま。しかし直接字句は出ておりませんが、第一条の目的の「商業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資する」という字句の中には当然に消費者の利益という点を考慮しておるつもりでございまして、現実にはこの法律の運用にいたしましては、この百貨店審議会におきましては、この員数をこらんと願はば御理解がいくと思ひますが、中立の委員あるいは消費者代表の委員のみをもつて構成したい、百貨店側、小売商側を入れたいもので構成したいというふうにも考えておるわけでございます。運用はその面におき

まして消費者の立場というものは十分に考慮される仕組みになつておるといふふうに考えておるわけでございます。

○永井委員 社会政策について御答弁申し上げますが、御質問の、消費者をどうしようふに考えているかということについては、わが法案は第一条に明確に「その活動が一般消費者、一般小売業者及び卸売業者の公正な利益を阻害することを防止する」、こういうふうな条文の上に明らかにしておるものであります。従つてこの法の目的に基いて今後これが具体的に運用される面において消費者の利益が守られていく、かように考えるのであります。具体的例をもつて、先ほど来企業の自由性その他について山本委員からいろいろ御質問のようでありましたが、百貨店の側から見た自由というばかりではなく、小売業者や消費者の側から見れば自由もまた守られなければならぬ、かように考えるのであります。現在の百貨店は御承知のように、単に百貨店对小売業者という対立関係にあるばかりではなく、百貨店の過度の競争の結果として百貨店と百貨店との間における競争も激甚をきわめておるわけでありま。たとえば百貨店が品物を買う、ことに特売品を買う、こういう場合は、犠牲品として出しておるものでありますから、ほかの商店で買うよりは安く買うことができると思ふのです。この安く買うという反面には百貨店の卸売あるいは問屋というところのたき買いされておるわけでありま。問屋も卸売業者も損しては経営が成り立たないのでありますから、百貨店に

対して原価を切つて、あるいは安く売つて、あるいは返品という形において買いたたかれる、あるいは手伝い店員といふような形で人件費を負担せられる、こういったものの犠牲は、要するに日本の貿易の面でも外国には出血輸出をして安く売つて、そのかわり出血輸出によって生じたところの赤字は国内の商品に転嫁する。肥料でいえば、外国には一俵六百円前後で売つて、国内の農民には九百円で売つて、こういう形になつてくるのであります。百貨店で買えば安く売つても、その安く売つた反面は、百貨店以外の商店から買う方へこれが転嫁されて、百貨店には安く売つて、ほかの方には高く売つてという形で消費者はこの百貨店の過当の競争によつて大きな犠牲を負担せしめられておる、こういう形になる。

このように不正な取引が現在行われておるのでありますから、わが党は第一条に、明確に消費者の立場を守つて、小売業者も百貨店も消費者も公正な取引秩序の確立の上にそれぞれの利益が守られる、こういう立場を確立するために長期にわたつてやらなければいけない。従つて時限立法というような短期な現象ではない。日本の商取引関係の秩序確立、こういう上立つて長期に順次やっていきたい、こういう高遠な理想を持ってこの法案を提出しておるわけでありま。

○山本委員 今政府の方では、運用の面で消費者の利益を考慮していくのであるという答弁でありました。消費者の利益を考慮しないといふようなことは、これは公共の福祉といふものを考えたらず消費者を頭に置くべきである。ほかのことも置くべきであるが、

まず消費者を置くべきである。ことに自由の制限ということがほかの人の利益になるというだけではなくて、その自由を置くことが公共の福祉に反するといふ説明が立たないと、この憲法でいう自由の制限の正当な理由にはならないと思うのです。消費者にとつては百貨店が非常に便宜だから栄えてきたといふことは事実でありますから、消費者を頭に置いたのではこれはなかなか制限することはできない。そこで結局運用の面で無視しないといふふうなことになるざるを得ないのだと思う。とにかく私は了承したい。

それから今の社会党の方の説明でありますけれども、なるほど第一条には消費者云々といふことが出てきております。言葉は目的に出てきておりますけれども、法の実態そのものの上に消費者の利益といふものが考慮されておるとは私は思いません。これは言葉として第一条に出てきておるだけだと思ひますが、まあこれも議論になるからこれ以上追及いたしません。これはもう両方とも非常に苦しい答弁です。百貨店で安く売ることがほかで高く競争とかあるいは不正な競争とか不当取引といふものを取り締まるのはよろしいでしょう。今永井さんは過当競争といふことを言われましたが、過当競争を制限するといふことはそれは私はよろしいと思う。しかしそれは百貨店と小さな業者との間に過当競争があるといふよりも、むしろ小さな業者お互い同士の過当競争、コストを割ってまで競争をするといふようなことは、百貨店がやるよりもむしろそれ以下の小さいところが多いのです。ですから、そ

れはほんとうに過当競争を防ぐためには、私は暫定立法として、そのかわりもう少し広く競争をストップして思をつかせるというのが法の目的に沿うておると思うのです。そうこだわる必要はないんじゃないか。あくまで恒久的に——元來国民の権利、自由、基本的人権を制限するようないふ法律といふものを恒久立法でやろうといふところに、私は皆さんの基本的人権に対する尊重、あるいは国民の基本的人権を確保していくという熱意に欠けるものがあるんじゃないかとすら考えるのです。油断すれば基本的人権といふものは侵されるんだ。憲法学者によつては、法律によつても基本的人権は侵せないとする解釈をする人すらあるし、社会党の諸君の中にすら細田君のようなそういう解釈をしている人すらあるのです。しかし私はそれは思ひません。公共の福祉に反する場合にやむを得ず制限しなければならぬが、やむを得ずやるんだから、これはやはり時限立法としていくべきだ。しかも当面の事態に処するためにそのまま置けないんだという、緊急的な措置として、競争を建前とする経済の上にこれを制限することも万やむを得ないといふのでありますから、これは時限立法とする、そのかわり有効な措置をとる、こういうことに考え直してもらえないものかどうか、もう一度伺ひます。

○春日一幸君 御答弁をいたします。ただいま永井君から消費者の利益がいかにけられておるかという問題について、すでにわが党の基本的な考え方についてお答えを申し上げたと思ひますが、その問題に就いて、特

にわが党案と政府案との違いをみるところは、それをおもんばかります立場から、わが党案は特に仕入れ行為の制限、それから販賣小売の制限、これを加えておるわけであります。消費者と申し上げてもこの法律の立場から二色あるかと思ひますが、その一つは、百貨店で品物を買う消費者、それから小売店で品物を買う消費者とあるわけでありますが、その絶対量から判断いたしますと、その消費者の数のいづれが多いかといふことは、正確な資料はありませんけれども、百六十万店舗にわたる小売業者のその顧客の数を推定いたしますと、やはり小売店から買うところの消費者の数がより多いといふことは、これは山本さんも御了解願へると思ひわけであります。そこで今第六條の制限と第七條の制限は、百貨店が安く売れる、どうして安く売れるかといふことは、そこに不正とおほしき取引が現在行われているから、そのように安く売れる。たとえば品物を仕入れまして時期がおくられてから返品するとか、あるいは問屋の従業員を使用することによつて人件費を節約するとか、特にわが党案は、公共建築物を百貨店の売り場に提供してはならないという規定もあるわけであります。小売店は自分の金で品物を買ひ、自分の金で家を作る、それで小売業を営んでおりますが、特に百貨店がそういうような公共の建築物を借用いたしまして、百貨店業を行うという形になります。当然そういうような設備費がかかりませんから、従つて販賣コスト、営業コストといふものが少くつく、従つて値段を切り下げることができるわけであります。

す。多くの消費者の利益をはかります立場におきまして、やはり有機的な関連を持つて、仕入れ行為の制限と販賣行為の制限をはかることによりまして、そうして小売店と百貨店が同一の営業コストで営業が行なつていくという、そういう商業秩序を一般的ならしめていきたい、そうして多数の消費者の利益を守つていきたい、こういうことであります。

なおこの際付言したいことは、小売店にはなほだしい不当の圧迫を与えるような月賦販賣行為を規制せんといたしておるのではありませんが、こういうような問題なんかも、考えてみれば、消費者が限られた収入によつてその消費生活を営んで参ります場合、月賦販賣といふ形になりますと、そうして全部が月賦販賣という形になりますと、これは大へんな形になります。生活の破綻にも、家庭経済の破綻にもなるかと存するわけであります。そこで、そういう消費生活者のために、やはり労働金庫とか、消費生活金をまかなうに足るものの別途の金融機関、こういうようなものの機能を拡充強化することによつて、月賦販賣によらずして、収入に見合うところの支出、こういうような消費体制を確立し、かつ指導していくということが必要ではないかと考えておるわけであります。わが党と政府案との違いは、すなわち消費生活者の利益が本立法によつてどうまつたといへども損耗することのないようにといふことで、こういう一般的な配慮を加えておるわけであり

ます。それから恒久立法と時限立法との問題は、ただいま政府からもお答えがあり、永井君からも御答弁申し上げました通り、これはいづれの立法もしよせんは条件付であり可動的であります。客観的情勢が著しく激変いたしますればその情勢に従つて法律の改正が行われることは、ひとりこの法律ばかりではないのでございませう。従ひまして私どもの理解が、現在における百貨店の分布状態、小売店の分布状態、これが日本の消費生活を営むにおよそ必要にして十分な態勢ができておるといふ、いわば飽和状態にあるのに、百貨店だけがその大資本の威力によつてさらにその飽和状態をも破つて膨張して参りますと、その膨張した場面だけが小売店に対する相当の圧迫、圧力になつてくる、それを防ぎたい、こういう分析の上に立つておるのであります。しこうして、特に地域的に必要な場面がありますれば、その地域における実情に応じて通産大臣が許可を与え得る体制に相なつておりますので、これは時限立法あるいは恒久立法というような必要性の限度内にあるかと考えておるわけであります。よさう御了承願ひます。

○山本(勝)委員 もう一点だけ伺ひたいしますが、この法律を実施する場合に、従来この法律がない時代、すなわち自由に新設も拡張もできた時代に企画をして、そしてその新設拡張に着手しておるものに対しては、どういふふうな処置するかという問題であります。これを禁止しないなら別ですが、禁ずるとするならば賠償しなければならぬといふことは、これは憲法上当然だろうと思ひます。公用徴収によつて収用する場合といへども適當の代償を支拂わなければならぬ、こういうことである

と思ひますが、もしそれを禁止する場合は想定しておるとしたら、その賠償にどれくらい見積っているのか、大体現実に、大よそでけっこうですけれども、どれくらい賠償額が総額で上るものか、それをちょっと伺いたいと思ひます。いかがですか。

○永井委員 たいだいまの御質問の点は、わが党案も政府案も同様な経過的な措置をとるようになっております。法文にこれは明らかであります。大体昨年わが党がこの委員会に百貨店法案を提出いたしました。民主党の方から提案がされました。粗末ではありましたが一応提案がありました。当時政府におきましては、来年は政府提案として出すのだ、こういうことがこの委員会でも言明されたわけでありまして、でありますから、社会党も百貨店法案を出して、民主党も出して、当時の政府も一年後にはこれを提案するのだ、こういうことではありますから、もう百貨店法は政治的な情勢から見ても、また一般の世論から見ても、これは一年後に正式に議題にかかるのだというところが明確になっていたのであります。そしてまた当時百貨店協会その他の方々も参考人としてこの委員会に呼びまして、そうして現在百貨店の増築が非常に激しくなっているがどうかという点を質問したときに、百貨店協会の方は、法律によってそういうことをやっていただかなくても、われわれ協会は自衛して十分法律にかわるべき自主的な措置を講じますから、立法だけは避けてもらいたい、こういう話でありました。しかるにもかかわらず、一年後には出るのだというところ、もうやるのなら今のうちだとい

て、この一年間における増築というものは非常な勢いでなされてきておるわけでありまして。しかもいよいよ提案がされるというところを見定めてやってるのでありますから、これはもう一年前に予告して、そしてやっておるわけでありまして、自衛するという当時のこの委員会における約束から見まして、当然制限を受けた場合における損害がもしありとするならば、それはみずからが背負うべきものだ。社会秩序、商取引の秩序を確立するというこの協力する立場ではなくて、それに逆行する不正な立場をとった結果としての報いでありまして、これはやむを得ない。ただ経過的な措置をわれわれはこの法律の方で定めておる。こういうことで、もちろん保証の限りではない、かように考えております。

○徳永政府委員 お答え申し上げます。前に、ちよつと私から念のために申し上げておきたいと思ひますが、先ほどのお話の中に、政府側は一年後に法案を出すというふうに言明したとございまして、けれども、それは私も政府側としてはしなかつたと思ひ得ております。その点だけお断わりしておきます。

それから今山本先生のお尋ねの中に、かりに不許可にした場合に補償を考へておるかというお話であります。が、私もどうもいまして、補償等の用意はいたしておりません。考へ方といひまして、現実の許可申請に對しては、附則にありますが、重要な事項に照らし、常識的に処置するつもりでございますが、かりに百貨店の土地だけ買つておつた、それが不許可になつたという場合に、それが直ちにその業者

の損害を招くというふうに考へなくてよろしいのではないかと考へるに考へます。さういふ点から補償の必要は起らない問題だといふふうに考へておるわけでありまして。

○山本(勝)委員 質問はこれで終ります。ただ最後に一言付言しておきます。私はこれは本気で質問しておるものでありますけれども、先ほど来の答弁、ことに社会党の諸君の答弁は、この機会に少し宣伝するといふふうな口ぶりが出て、まるで擬国会のような感じを受けたことは、私は遺憾千萬です。この百貨店法案といふものについて、現に一橋大学の中山伊知郎君のごときは、非常な反対で、公聴会でもあればいつ何ときでも出て公述したいといふ希望すら述べている。同じ一橋大学の植松教授も、こんな法律はないといふ反対の意思を表明しているし、またこの間ここで公聴会に呼びました北海道大学の金沢良雄教授も四月十五日のジュリストで、やはり百貨店法を論じておりますが、その中で通産省が消費者代表の声としていろいろあげているようなことを、ああいうものはほんとうの消費者の声ではないといふような、きわめて批判的な意見を出している。金澤教授は法の乱用であるとして、憲法上の非常な疑義を出している。いづれにしても、私はこの法案の最初からの過程をよく知っておりますから、非常に遺憾にたえないのであります。かつて昭和六年の二月に出ましたきわめて重大な意義を持つ重要産業統制法といふものも、やはり業界の強い陳情のもとにできたのであります。あの法案などは、国会においてろくろく審議をしておりません。

その結果後に上田貞次郎教授が朝日新聞で、一休国会はどうしているんだ、この重大法案をいつて批判している状況であります。私はこの百貨店法案を見て同じような感じを禁じ得ないのであります。二十八年八月でありましたか、同じ通産委員会において中小企業安定法の一部改正法案が通過したことは御承知の通りであります。そのときの速記録を讀みますと、あの改正といふものは私自身から見れば、経済にとつて重要なポイントに觸れてい

る法案だと思ふのですが、その法案については、驚くなれ、一言半句の質疑、一言半句の討論も行なわぬで通つていくのです。私はそういうことを繰り返したくないと思ふ。昭和二十八年七月十五日の通産委員会速記録を見ますと、「大西委員長、これより小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。」「御質疑がなければこれより討論に入ります。が、討論はこれを省略いたし、ただちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。」「異議なし」と呼ぶ者あり、大西委員長、御異議がなければ討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。本案に賛成の方の御起立を願ひます。総員起立」といふことで、これはそれぞれ人の考へは違ひましよう、それでよかつたんだと思ふかもしれないけれども、いやしくも基本的人権の制限といふものは、油断をすればいつでもくずれてしまふ、こ

とに今回のように、何々のおそれあるときは制限することができるといふ一つの権限を官僚の手にゆだねるといふ

委任立法をやつていく習慣がつかずと、民主主義などといふものは憲法にどんなに書いて保たれるものではない。そこに金澤さんのようなきわめて温厚篤実なる人すらも、中山伊知郎君のようなきわめて温厚篤実なる人もこの法案には驚いておるといふ実情がある。しかしこれ以上しゃべりましても私一人でひとり相撲をとつておるような感じで、いたすにばかりにされるような感じもいたしますけれども、何と言われましても私はこれだけのものを記録に残しておかないと承知できないといふことで申し上げたので、実は討論をするつもりで立つたのではないのです。どうか一つ十分に御審議を願ひたいと思ふのであります。できることなら學者の意見も、あまり時間をとらぬ範囲で金澤さんや中山伊知郎君などの意見を聞いてやるのがほんとうに委員会としてやるべきことではないかと思ひます。しかしあまり時間をとるようでは差しつかえますから、簡単に願ひなければならぬと思ひますが、慎重に願ひたいと思ひます。

○神田委員 先ほどの永井勝次郎君の発言中不適當と認められる言辭があらまします。委員長において後刻速記録を取調べの上で善処いたします。

次は多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 私は質問に先だちまして、百貨店法が出ましたので、山本博士のような御議論もあるかと思つて各国の百貨店法について調べてみたわけでありまして。ところがアメリカは百貨店法ではあります。フランスは、チェーン・ストアの制圧法がある。デンマークが

第一類第九号 商工委員会議録第三十二号 昭和三十一年四月十三日

あり、スイスがあり、ベルギーがある。あるいは厳格な禁止の規定、すなわち特許禁止の条項がこれまた相当あるわけでありまして、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、ポルトガル、スイス、こういうようにございます。あるいは景品を与える禁止、これもかなりある、こういうように現行並びに戦前におきましてもあるわけでありまして、その点は何も憲法違反という問題は起らないであろう、こういうように確信するわけでありまして、西

○多賀谷委員 昭和二十九年以来百貨店の規模の拡大に狂奔しておるといふ感じを受けるのですが、その規模の拡大に伴って利益率が低下しているんじゃないだろうか、こういうように考えるのです。これは政府並びに提案者の方でそういう調査をなさっておいたらお聞かせ願いたい、ことに政府について承

○多賀谷委員 今正確な利益率を調べたものを記憶いたしておりませんが、大体傾向としては売り場面積がふえ、それによりまして売上高もふえておりますけれども、坪当り売上量とか、雇用者、従業員一人当り売上量というものはほとんど横ばいの傾向でございます。

○多賀谷委員 規模の拡大に伴っての利益率が必ずしもふえていない、むしろ率としては低下の方向にきておるのではなかろうか、こういうふうにおわれわれいろいろのデータから推測できるわけでありまして、そこでそのしわ寄せというか、それが百貨店対小売商、百貨店対問屋というところに現われておるところにこの法案の提案された理由

があるだろうと推測されるわけでありまして、そこでまず社会党案と政府案との違いについて、ことに店舗に関する制限として社会党案で、この第七條に「国、地方公共団体及び公共企業体は、百貨店業者に対し、その所有する施設を店舗として使用させてはならない」という規定があるわけでありまして、これを一つ社会党提案者の方からその趣旨を御説明願いたい。

○多賀谷委員 昭和二十九年以来百貨店の規模の拡大に狂奔しておるといふ感じを受けるのですが、その規模の拡大に伴って利益率が低下しているんじゃないだろうか、こういうように考えるのです。これは政府並びに提案者の方でそういう調査をなさっておいたらお聞かせ願いたい、ことに政府について承

○多賀谷委員 今正確な利益率を調べたものを記憶いたしておりませんが、大体傾向としては売り場面積がふえ、それによりまして売上高もふえておりますけれども、坪当り売上量とか、雇用者、従業員一人当り売上量というものはほとんど横ばいの傾向でございます。

○多賀谷委員 規模の拡大に伴っての利益率が必ずしもふえていない、むしろ率としては低下の方向にきておるのではなかろうか、こういうふうにおわれわれいろいろのデータから推測できるわけでありまして、そこでそのしわ寄せというか、それが百貨店対小売商、百貨店対問屋というところに現われておるところにこの法案の提案された理由

があるだろうと推測されるわけでありまして、そこでまず社会党案と政府案との違いについて、ことに店舗に関する制限として社会党案で、この第七條に「国、地方公共団体及び公共企業体は、百貨店業者に対し、その所有する施設を店舗として使用させてはならない」という規定があるわけでありまして、これを一つ社会党提案者の方からその趣旨を御説明願いたい。

○多賀谷委員 どうか最初の答弁では一つの原則のように言われ、あるいは例外があるのかとく、例外があるということがあるいはやむを得ないかもしれないけれども、今度は二度目の答弁をされたときは、どうも白紙のようなことで、四囲の情勢という言葉をお使いになったので、非常にほけて参りました。この点、あなたの方では一つの基準としてこれは考えられておるかどうかが、あるいは万やむを得ない例外のときがあるかもしれないけれども、一つの基準として原則として考えられておるかどうかが、これをお聞かせ願いたい。

〔委員長退席、小平（久）委員長代理着席〕

多賀谷委員 デパートに貸すかどうかということは、それは公共物の判断

第一類第九号 商工委員會議錄第二

営造物の管理者にまかせることな
これも一つ判断の基礎の中に含め

業行為が行われるのですから、法の
 外というものは中小企業の保護にあ

すから、私はむしろ当然基準とし
て禁止をする、許さないということ

恩恵を受けて建てようとするもの

川野政府委員 實際問題として、公

ト業者が出して建てる場合も起
かと思えます。そういう場合にお

昭和三十一年四月十三日

多賀谷委員 法律で入れなくとも

業者を害するという場合と、現在はいくつかの事例が報告されている。小企業者を害しないけれども、新設

あるだろうと思う。少くともこの法
が出てきた以上は、これは中小企業

なければならぬ。そこで将来中小企
業そこに建設し得る一つの市場であ

まで作って、自由な建設についても
 跋を加えようというときですから、私

場合には、あるいは例外的にやむを得ないかもしれません。消費者が非

当然許可すべきでない。今後その
近に中小企業者が開拓するであろう

うことになろうかと考えます。しかし、実際問題として消費者が不便を感じ

ならば、審議会は当然そういう場所
については許可を認めない、こういう

多賀谷委員 どうも今の答弁ははつ
りしないのです。消費者が不便を感

に不便を感じる場合でなくて、消費

がない、消費者の不便を感じること
ない、しかし今後この町の発展とと

1000

ますが、本法案におきましては、家
庭という点は審議会にゆだねてお

多賀谷委員　その審議会の考え方を
 いておるのです。審議会の考え方と

しくも法律案を出した以上、どうい
ような基準でやるかということを出

物である、そしてその管理権は公井
掘っておる、許可を与える自由を

いけれども、それはあくまでも中小
 業の市場の分野に属しておる。だか

等ねでございすが、そういう基準
 美は作っておりません。しかし審議

九

は、法案にもございますように、その地方の商工会議所の意見を聞く、こういうことにもなっておりますので、従いまして、決定してよいか悪いかわからない問題等につきましては、おのずから社会常識的に決定が生まれるもの、こういうふうなことで、おる次第であります。

○多賀谷委員 どうものれんに願ひしのような感じがするのです。審議会で全部逃げられておりますけれども、あなたの方の自民党からですらこれは憲法違反じゃないかという御議論もあるような法律をあえて出す政府としては、かなりの決意がなければならぬじゃないか。そういう場合に公共の營造物という最も政府の権限のあるところにそういうデパートあたりを許可する必要はないじゃないか、こういうことを言っておるわけですが、どうも答弁がはつきりいたしませんので、また後日の質問に譲りまして、次に進みたいと思ひます。

次に、社会党は百貨店対小売、あるいは百貨店対問屋という関係で不公正な取引を禁止しておりますが、この点政府案にない理由をお聞かせ願ひたい。

○徳永政府委員 社会党案の中に、たとえば現在独禁法で取り締まられております事項も包含されております。政府案の方にはその事項は入っておりません。私どもの考え方としては、独禁法の領域の分野と、百貨店法の律としております領域の分野とは、法律的に性格の違いがあるというふうなことでございます。同じく百貨店法に關することではございませうけれども、それぞれ法の精神に即して適用すればいいので、百貨店に關することであるならば、一つの法律にまとめなければならぬという約束ごとといひますか、そういう考え方は必ずしも適當でないというふうな趣旨で、私どもは独禁法の分野に屬することは独禁法の適用に關り、百貨店法はそれ以外の事項を取り扱うというふうな立案しておるつもりであります。

○多賀谷委員 社会党は、政府案と違ひ、不公正な取引について規定をしておる、対小売とか対問屋について規定しておることは、政府としてもそれは認めるけれども、法律の体系として全然別々であつてもいいのだ、こういうふうにお考えになつておるというように了承したいと思ひます。社会党がえてこの条文を本百貨店法に掲げたゆゑんのものは、そういう事実が起つて後にこれを摘発する、こういうようなことでなくて、初めからそういう疑わしい事実には許可をとる、事前から防止する、こういう親切さがあつてここに載せられたのである。私はかように理解をいたしておるわけですが。

次に、政府案が既存の業者を保護する、独占の助長になる、こういうことがいわれておる。というのは今申しましたように、この不公正な取引の方は舊いてないものですから、新設あるいは増築の場合だけを掲げておりますから、そういうようにいわれておるのだらうと思ひますが、この点については政府はどういうふうにお考えであるか、これをお聞かせ願ひたい。

○徳永政府委員 私ども既存の百貨店擁護を、この法律で意識は全然いたしておりません。また法律でさうなことを意識したつもりはないわけであり

ます。營業行為に對します取締りにつきましては、既成のものでありましようが、本法によりまして新たに設けられた百貨店でありましようが、同じ適用を受けるわけでありましよう。

○多賀谷委員 私の質問に對してただ主観的なお話をなさつただけで、どうも正確を欠いておると思ひますが、この点は兩案とも非常に覆えられてゐる点でありますから、もう少し明快にしておく必要があるのではなからうかと考えますので、少しく明確な答弁をお願いしたい。こういう批判がおりますので、聞いてゐるわけですから……

○徳永政府委員 お尋ねのなせ既存の百貨店の擁護になるかという意味がよくわかりませんので、あらためて趣旨を御説明いただければお答え申し上げます。

○多賀谷委員 そういう批判があるという話をしているのです。私自身が思つてゐるというわけじゃないのです。そういう批判があるから、それはやはりこういう委員会あたりではつきりしておく必要がある、こういう意味でお尋ねしておるわけでありましよう。おそれるその批判をしている人々は、限られた既存の業者だけが營業が営まれるじゃないか、新設を願う業者にはなかなか營業が下りないのではないか、だから既存業者の保護になる、こういう意味ではなからうかと思ひます。そういう批判に對してどういうふうにお考えであるか、こういうことを聞いてゐるわけですが。

○徳永政府委員 この法律全体が、百貨店の新規の事業活動、店舗の新設擴張及び新たに百貨店を営むというものを許可制にするわけではございませう

で、その面からいへば許可制は禁止ではございませうけれども、從來全然自由放置されておつたというよりは制限が付きまゐるので、その感觸から見まして、結局、今まで自由自在であつたが、既存のものは、新しいものが続々出てくるというところはなくなるであらうというふうな意味において、既成百貨店の擁護になるのではないかと感觸して、結果としてさうな感觸を一般の人が受けるような事態になることはやむを得ないのではないかとこのように考えます。

○春日一幸君 現実の問題といたしましては、ただいま山本君に對する答弁の中で敷衍いたしました通り、三越は、松阪屋は、丸物というような工合で、それぞれ支店の増築、新設の計画が行われております。ところが、この法律がもしも施行されるといふ形になりますと、それ以上の膨張が抑制されて参るわけでありまゐりますから、現在の範圍以上の膨張ができない。こういう意味で必ずしも保護になるという事柄は當らないと思ひます。けれども、無制限に新設が行われる場合を考えると、新しい競争者をさらに多く輩出させないよう、それを阻止するといふ立場において、百貨店としてもこれは受くるところは少なからざるものがあるうかと存するものであります。

○多賀谷委員 百貨店というのは、たとえば鉄鋼の独占、こういうものとはかなり違つて、総合經營でありますけれども百貨店はあくまで小売りであります。ですから、競争相手というものが小売りになつてゐるのですから、必ずしも保護にはならないのじゃないか。こういうふうに私自身は理解してゐる。鉄鋼のように独占的な事業をしてゐる、ですから、それだけを何とする、これは独占化の憂いがあるから許可をしないといふことになる。ところが、百貨店は本来の性格が小売りである。総合營業ではありますから、小売りでありますから、小売店がその對抗者としてある。ですから私は必ずしもそういう理論は成り立たないのじゃないかと私自身は理解してゐるのですが、もう一つの問題は消費者との關係であります。これがやはり一番大きな問題ではないかと思ひます。そこで消費者との關係についてはどういうふうな考えられてゐるか。政府並びに社会党の提案者の御説明を願ひたい。

○徳永政府委員 先ほど山本先生にお答へいたしましたように、私ども消費者の利益の擁護という字句は使つておりませんが、第一条の「商業の正常な發達を圖り、もつて国民經濟の健全な進展に資する」といふ言葉の中には、商業それ自身が消費者と離れて成り立つものではないと思ひます。當然に消費者のことは考えらるべき事項だといふように考えておりますことが一つ。それから本法の施行に實質的に非常に意味を持ちます審議会の委員といふのは學識経験者をもつて構成するといふことにはいたしておりますが、健全な常識をお持ちの方あるいは商業問題に關する學者あるいは消費者代表といふような方々だけで構成するわけではございませうので、その判断の中には當然十分に消費者の利益、便益といふものが顧慮されて決せられるものといふよ

うに考えている次第であります。

○春日一幸君 わが案は、この法律が施行されることによりまして直接消費者の利益が増大されるという面はそこには現われていないかと存じます。しかしながら特に考慮を払いましたことは、この法律の制定によって消費者の利益が阻害されないようにこのことを最も重視をいたしているわけであります。そういうような意味合いにおきまして、小売店も別の性格において消費者でありまして、現在の小売店と百貨店の分布状態において、この構造のもとにおいて、現在消費者は何ら不自由ではないので、従ってその消費生活者が現在すでに確保しておりますところの利益を犠牲に供することのない範囲において小売店の利益が確保されている、こういう工合に御理解を願いたいと思ひます。

○多賀谷委員 中小企業庁長官にちよつとお尋ねしますが、要するに小売店が百貨店から非常な脅威を受けているというのが今まで指摘された点であります。しかしながら小売店自体にも非常な問題があるのではなからうかと思ひます。何を申しまして小売店の強みは地理的關係であるとかあるいは専門的知識を持っているということでありまして、ところが汽車賃を払つても百貨店の方が安いという状態では非常に困るのであります。われわれが百貨店法をせつかく可決いたしましたとしても、かえつて消費者に迷惑をかけるということでは相ならぬと思ひますが、ですから私は専門的な小売に対する知識といひますか、これは本来あるのですから、専門的營業あるいはサービスをもう少し確立して、強化していくことが必

要ではないかと考えるわけですが、それに対して百貨店法案が通過した後の小売店に対する指導をどういうようにお考えであるか、お聞かせ願ひたい。

○佐久政府委員 全く御趣旨は私も同感でございます。かりに百貨店法が通りまして、それによつて自動的に小売業が繁盛するというふうには実は考えておりませんので、小売業自体としては内面の問題と対外的な問題、この二つの点で今後大いに考慮しなければならぬ点があると思ひます。内面的な問題というのは経営の合理化、要するに商業の経理上の問題でございますが、これは従来も商店診断、あるいは商店街診断というような方法でもつぱら専門家の診断を受けさせて、それによつて改善を努めて参つておるものであります。今後この点は引き続き強めて参りたいと思つております。それから対外的には、やはり人にものを買つてもらふのでありますから、サービスを大いに考えなければならぬ。こういう点は最近だといふ小売業者も覺醒をいたしまして、地域々々で集まつていろいろの研究を始めて参つております。同時に小売店の協同組合の組織化、これは従来も若干ありましたが、これも、非常に力の弱いものでありますので、今後はこれを強化していきなす。そのほかに専門店の全国的な組織とか、商店街の全国的な連合会というやうな組織も最近だといふ強化されて参つて、こういう方面の強化助長を今後も続けて参りたい、かように考える次第であります。

○多賀谷委員 最後に政府に一点だけお尋ねをいたしますが、百貨店の労働組合の人々がかかり心配しておるの

すが、それは例の開店時刻及び休業日、こういうものを政令で定めることになつておる。これによつてある一定の規制をされれば従来よりも労働時間その他が長くなるのではなからうか、こういうことを心配しておる、私はそれは杞憂だと思ひますけれども、どういふようにお考えであるか。これを最後に一言でよろしうですからお聞かせを願ひたい。

○徳永政府委員 營業時間の適用分につきましては、私も小売商に及ぼします影響等を考えまして、ある程度現状より縮めることをねらいとしたしておるわけであります。ただしそれには十分な経過期間といひますか、摩擦を極力少くするという意味で三カ月なり半年なりは現状維持と申しますか、そういうやうなことが、あるいは土地の状況によりまして、あるいは土地の状況を考へつて影響を極力少くしながらやうたい。さりとて全然短かくしないということは法の趣旨から見て適當ではなからうかといふふうに考えておるわけでありまして、従いまして今お話のやうな、労働時間が長くなるという点につきましては、私もむしろ短くなるというふうにお考えをいたしたく方が適當ではなからうかといふふうに考えております。

○小平(久)委員長代理 この際午後一時三十分まで休憩いたします。
午後四時四十分休憩
午後四時四十分再開

○神田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
午後二時四十分開議
永井勝次郎君外十二名提出にかかる百貨店法案、内閣提出にかかる百貨店

法案、以上兩案を一括議題とし、質疑を継続いたします。加藤清二君。

○加藤(清)委員 本法案につきましては、すでに皆様御承知の通り、前国会から継続審議されているやうなものでございまして、要はこの法律を一日も早く通してまいりたい、こういう要望が今や国民の声となつておる次第でございます。私どももこれについてはこの法案が一日も早く通るといふことについて御協力を申し上げたいと存じておるわけでございまして、その意味において、せつかくこれは国民が期待しているところの法律が通つても骨抜きであつては、仏作つて魂入れずといふことに相なりますので、私どもの提案しております法律案と、それから政府の提案にかかわるところの法律案とを比べてみますと、魂は社会法案に多く入つて、政府案はどうも魂が少し抜けたかかつていふ感じがしないか、こう思われまふので、その点を一つ尋ねてみたいと存じます。

まず第一に、本法案によりまして、先ほどの御答弁にもありましたやうに、ほとんどの事が審議会でもって決定されるやうな様子でございます。この審議会のメンバーでございまして、どのやうな方々を御用意なさつていらつしやるのでございましょうか。そのメンバーのいかんによつては、現に入つたり出たりすることになりますので、その点をまず伺ひたい。

○徳永政府委員 お尋ねの審議会の委員につきましては、私もまだ具体的に選考を進めているといふことではございません。ただこの法案に七名と書いてありますので御了解いただけると思ひますが、中には學識経験者といふ

ことにいたしておりますが、この際申し上げられると思ひますことは、利害關係人でございまして小売商代表なり、あるいは百貨店代表といふやうな方々は、審議会の委員に入つていただくかといふことが一つございまして、逆に申し上げますれば、中立委員的なもので構成したいといふことでもございまして、具体的にはきまつておりませんが、大体的な感じを申し上げますれば、商業問題に關する専門的な造詣の深い學者の方、消費者代表的な方及び広く公正、常識に富んだ経験者といふやうな方々からお選び申し上げて御就任いただくことを考えております。

○加藤(清)委員 承るるところによりますれば、審議会のメンバーは、大体専門の學者、それから新聞評論家、消費者代表、これに加ふるに常識家、こういうことの方でございまして、こういう方々であれば私も賛成でございます。その際に、デパートを代表するとか、小売を代表するといふ人は、絶対にこの仲間へは加えないんだ、かように心得てよろしうございませうか。

○徳永政府委員 デパート關係者及び小売關係者は入れない。趣旨から言ひまして、中立委員として文字通り公正中立な御判断をいただける人という意味でございまして、そういう誤解を招かない人を委員としてお願いいたしたい。

○加藤(清)委員 こういう審議会、諸問機關には政治家、議員が入つておる場合を多く見るわけでございまして、が、政治家をこへ入れる御予定はこ

ざいますか、そういうことはとんと考えたこともないのでございますか。

○徳永政府委員 私ども事務的には考えたことはございません。

○加藤(清)委員 次に、商業活動調整委員会の人選についてお尋ねしてみたいと存じます。この審議会は地方の商工会議所の意見を徴することを要するといふことになっておられるように思いますが、これはさうに解釈してよろしゅうございませうか。

○徳永政府委員 本法では、商工会議所の意見を聞かなければならないといふふうにいたしておられるわけでありませう。商工会議所によりまして、広く商業問題一般の適切な裁きをつけるというこのために、商業活動調整委員会というふうなものを商工会議所で作つて、百貨店对小売商問題その他もろもろの商業問題を円滑に処理してもらいたいといふことは、通産省として各地の商工会議所にその趣旨の通牒も出しておるわけでありませう。従いまして、その種の調整委員会が商工会議所にできておりますれば、おのずからその意見も聞いた上で、商工会議所の意見としてはその委員会の意見も十分に参考にされて出てくるというふうな想像いたしておるわけでありませう。

○加藤(清)委員 もし商工会議所に商業活動調整委員会が設けられまして、その意見の申し出によって事が運ばれていく、こういう勘定になりますと、ここに問題が生ずると存じます。すなわち委員会のメンバーがつまり将来デパートをどうするか、小売をどうするかといふことを審議するに当たっては、その両者を加えない、公正中立な立場に立っている人のみによって構成す

る、こういう精神に反する結果が生じてくると存ずるのでございます。なぜかならば、この商工会議所のメンバーなるものは、ほとんどが大企業につながる人が多いのでございませう。そのことを中小企業の方々はよく御存じない向きもありますし、知つてられる向きもありませうが、もしかすると、大企業の人々が中小企業の代表じや代表じやといふことになりがちなんです。たとえて言うると、先日行われました中小企業政治連盟何とかやらに、大企業だと考えられる某参議院議員の方が会長に選ばれて見える。私はあれはどうことかしらん思つておる次第でございませう。このほども、商工会議所の代表者といふのは、ほとんど大企業です。特に名古屋に例をとつてみますと、私の地元だからよくわかりますが、これはほとんどがデパートの経営者で商工会議所が成り立つておるようなものでございませう。伊藤次郎左衛門さんや筆頭に、当代の商工会議所の会頭野さんややはりデパートを経営して見える。愛知県知事桑原さんも、丸栄のデパートを経営して見える。ほとんどがデパートの経営者のようでございませう。ここへ諮問されるということになりましたと、あなたのおっしゃいました公正妥当な結論、公正中立なメンバー、こういう要望にすっかり相反する結果になるが、これを是正する必要ありやなしや。まさかこの商工会議所のメンバーを要するといふわけにもいかなないでありませうから、商業活動調整委員会の中に、今日商工会議所の代表にはなつていないけれども、事この問題に関しては、特別にメンバーを加える。つまりほんとうに小売商の代

表を商業活動調整委員会のメンバーに加える必要が各所に起つてくると存じます。これについてはいかがなものでございませうか。

○徳永政府委員 お尋ねの点につきまして、二つのことを申し上げたいと思ひます。一つは、商工会議所の意見を聞くといふことについての商工会議所の態度の問題でございませう。御承知のようにこの法律によりまして、最終判断は通産大臣であり、それからその主なる参考になりますものが審議会の意見であるといふことであります。商工会議所の意見を求めますが、商工会議所としてましては、たとえば百貨店の新設問題が出ました場合に、それをイエスかノーかといふようなところまでの意見を商工会議所に求めるというつもりは、実はないわけでありませう。そうなりまうと、商工会議所が百貨店对小売といふような場合に商工会議所それ自身のあり方にひびが入るというところも起るかと懸念するわけでありませう。ただ関連してこの種の意見もあり、あの種の意見もありといふようないろいろな事情を出してもらえればよろしいといふふうには私も考えておりますが、その点を一つ御了解いただきたいと思ひます。

それから第二に、もう一つ申し上げたいと思ひますのは、ただ商業問題に關します調整委員会を作つて、小売商問題を円滑に推進することをやつてもらいたいといふことを、私も商工会議所に申しておるわけでありませう。これはこの法律と離れまして、法律の運用を離れて、むしろ問題はその地域地域の商工業者の一つの問題であり、円滑に妥協な結論を得ることをお世話

することが商工会議所の任務であると考えますがゆゑに、この種の委員会を作つて商工会議所らしく働いてもらいたいといふことを申し上げておるわけでありませう。さうしてその委員会には、大体百貨店問題でございませうが、当然に百貨店関係と小売商関係の人、消費者代表その他学識経験者を入れました構成で、公正な委員会を運用して下さるというのを申し上げておるわけでありませう。従ひまして商工会議所の役員、理事者がさういふことであるとして、商工会議所に設けられます委員会には公平な結論の出る組織構成によりまして、商工会議所としてさういふ問題を妥協にさばくといふこと、それが商工会議所が商工会議所らしく発展するゆゑであると考えまして、この種通牒を出しておるわけでありませう。法律とからめてお考えいただきたいことを御了解いただきたいと思ひます。

○加藤(清)委員 公平な組織を作るといふお言葉でございませうが、なるほどいかなる組織から出た方でございませう。商工会議所の代表ともなれば、自分の知だけのみならず一般の考え方を代弁するといふことになられまじやうけれども、それは望まほしきことでありまして、現実になりますとだれしもが自分の立場を守るといふことになりがちなんです。そこでせつかくあなたのおっしゃいます公平にして中立的な意見をとりたいといふその考え方を實現するには、やはりその實現をするに都合のよい組織を作られることがよろろぬ先づつてはないかと思ひわけ

でございませう。何も現在のメンバーが悪いと私が言つておるのではございませうが、ほんとうに公正中立な結論を導き出すには、やはり各層の代表者をここに加へ、特に小売の問題について審議する場合には、小売の代表者が一人も加わつていないといふようなことは民主主義の原則にも反するのじやないかと考えられますので、この点はあつたことならば――調整委員会のメンバーに小売が入つておる商工会議所はよろしいと思ひますけれども、入つていない商工会議所はぜひ入れるべく努力していただきたい、かように思つておるわけでありませう。

次に売り場の面積でございませうが、デパートの範疇に入るものの売り場面積はどの程度に考えていらつしやいませうか。都会と地方では違つてございませうけれども、あなたの方で規制をしようといふ場合にその面積はどの程度に考えていらつしやいませうか。

○徳永政府委員 お尋ねの趣旨が十分理解がいかなないのでございませうが、規制の仕方としては、この法律では御承知のように百貨店の定義のところ

に、六大都市では三千平米以上、その他のところにおきましては千五百平米以上といふことになつておる。それは百貨店の定義でございまして、具体的な支店、出張所等を設けます際には、その広さに拘泥なしで許可を受けなければならぬといふふうな法律ではございませう。お尋ねの趣旨はさういふことなんです。本店がかりに三千平米ある。今度支店をまた別なところ三千平米として作った場合には、その場合支店として作った場合には、勘案に入れないかといふことを聞いておるのです。

○加藤(清)委員 私の聞いておるのはいふところなんです。本店がかりに三千平米ある。今度支店をまた別なところ三千平米として作った場合には、勘案に入れないかといふことを聞いておるのです。

○加藤(清)委員 私の聞いておるのはいふところなんです。本店がかりに三千平米ある。今度支店をまた別なところ三千平米として作った場合には、勘案に入れないかといふことを聞いておるのです。

○徳永政府委員 本法の適用を受けま

すか、受けませんかということは、あ
る物品販売業者が一つの店で三千平米
または千五百平米以上のものであれば
百貨店業者になるわけでありま

かというふうに考えております。
○加藤(清)委員 それではもう一点。
ただいまこの法案が審議されておる最
中にもどんどん拡大競争が行われてお
るわけですが、この法律が先
国会に提出された折に、今すでに拡大
競争が行われておるが、一体これをこ
のまま放置しては困るのじゃないかと
いうことを銀行の増設になぞらえて私
は質問をいたしました。その際のお答
えの中に、銀行も許可を受けてや

ので、やむを得ない事態だと思われ
てございませう。ただ本法が、幸いにし
て両院の御賛同を得て成立しました際
に、それをいかにしようにさばるかとい
うことでございませうが、その点は法律の
附則で、経過規定といたしまして、建
築の進捗の程度とか、中小商業の事業
活動に及ぼす影響とかいう点を考

ておるわけでありませう。
○佐竹(新)委員 この際通産大臣にお
尋ねしますが、この百貨店法は、要す
るに小売商人が百貨店の圧迫を非常
に受けるという点において出されたの
がその趣旨でありまして、けさからの
質疑応答の中にはっきりあるわけであ
ります。従いまして、この法案には明
らかに調整と書いてありますが、われ
われは規制と書いておる。しかしなが
ら、今加藤委員から質問されましたよ
うに、昨年来どんどん百貨店が増

いうのが建前であります。
○帆足委員 ただいまの点はきわめて
重要な点だと思ふのです。先ほどお答
えもあつたかと思ひますが、かりにこ
の法案が通過するとすると、施行期日
はいつごろですか。そうして、いつ審
議会ができて、どういつ時刻からこれ
が活動開始の段階に入るか。その見通
しをちょっと事務局から聞いてみた
いのであります。それによつて今度は
具体的な質疑が始まりますから……
○徳永政府委員 この法律は、公布後
一カ月以内には政府側としてはいろ
ろな段取りをして実施するというこ
とにしなければならぬというふうに附則
で明らかにいたしております。

○加藤(清)委員 こういうことを聞き
たいのです。私の質問が懸かつたかも
しれません。たとえば東京で本店を三
千にしますとひつかかるから、これを
二千五百とか、二千八百にする、本店
は銀座にあるとか、日本橋にある、そ
の支店を今度池袋に持つていく、ある
いは渋谷に持つていく、またそこも二
千五百だ、二千八百だということにな
りますと、支店は本店の数に入れない
ということになりますと、ひつかかる
その下でいけば幾らでもふえていく、
こういう勘定になりますね。その場合
はどうなりますかということをお聞い
ておるのです。

配する必要はないのだという意味のお
答えがあつたはずでございませう。そ
折に私はこういうことを言つたことを
覚えておる。大阪の梅田駅から御堂筋
の南海ビルに至るまでわずから二キロ
しかない間に銀行の支店がふえてふ
ふえ過ぎて、九十六行もありませう。こ
んなに必要でありませうか、まさに
九十六行はもつとで百行になります
が、これは百鬼夜行のたぐいと違いま
しょうかといつたら、そんな心配はな
いという御答弁でありましたが、百貨
店もあのころから、どんどん拡大競争
をやられまして、大都会にいつて新し
いビルの建築を見たら大たい百貨店か
銀行と見たらまず間違いないというほ
ど競争が行われております。そこでこ
の増築中のものを一体どのように規制
なさうとしていらつしやるか、それ
とも法律が通るまではこれでよろしい
ということとでございませうか、いか
がでありますか。

いいます。法律ができませんまでの間
は、それに対して何らの制肘を加えな
いということとは、法治国でございま

○石橋国務大臣 現在作りつつあるも
のを一般的に押えるとか、また今後こ
の法律で、できてから認めないという
わけにはいかぬというのであります。
だから、この法律に書いてありますよ
うに、認可するときに実際に事情に
応じて認可するといつてもこれは非常
にむづかしい問題になります。非常
に顕著な事実というか、顕著に小売商
の方に圧迫を加えているという場合に
は、これは考慮の余地があるだろう
が、しかし建築中のものは、建築して
いるという事実を認めざるを得ない

○加藤(清)委員 現在新築中のもの、
この法律が適用される以前に申請許可
を得たもの等々の調整が行われるなら
ばよろしうございませうが、もし行わ
れないとなつてしまつて、この法律は
もとよりに伝作つて現入れずという結果
になるではないか。もうすでにこの法
律は一部時期おくれであるから、むし
ろ百貨店の保護法になるであらう。中
小企業の保護を目的として作つた法律
ではあるが、決してその目的には合
わぬ、もうこれ以上作ること相ならぬ
というところにすれば、現在伸びに伸び
た百貨店をむしろ保護する法律であ
る。つまりそのことは、かつての百貨
店法が同じ轍を踏んだわけではござい
ませう。従いまして、この法律の精神が是
とするならば、善は急げでございま

○徳永政府委員 ただいまおあげにな
りましたようなケースであります。す
ば、この法律の百貨店としての適用を
受けません、ただし現に六大都市にお
きましては御案内の通りいわゆる大き
な百貨店といつておりますのは大い
この法律で規制されております三千
とかいう限界をはるかに越えておりま
して、一万あるいはそれ以上という
のが百貨店でございまして、觀念上はお
話のようなことはできるといふこと
になります。實際問題としてそれほ
の実益があるものかどうか、六大都市
等におきましては大した実益がなく、
従つて弊害も起らないのではなからう

○徳永政府委員 新増築中のもので
ございませうが、法律ができませんまでの間
は、それに対して何らの制肘を加えな
いということとは、法治国でございま

○石橋国務大臣 現在作りつつあるも
のを一般的に押えるとか、また今後こ
の法律で、できてから認めないという
わけにはいかぬというのであります。
だから、この法律に書いてありますよ
うに、認可するときに実際に事情に
応じて認可するといつてもこれは非常
にむづかしい問題になります。非常
に顕著な事実というか、顕著に小売商
の方に圧迫を加えているという場合に
は、これは考慮の余地があるだろう
が、しかし建築中のものは、建築して
いるという事実を認めざるを得ない

○加藤(清)委員 現在新築中のもの、
この法律が適用される以前に申請許可
を得たもの等々の調整が行われるなら
ばよろしうございませうが、もし行わ
れないとなつてしまつて、この法律は
もとよりに伝作つて現入れずという結果
になるではないか。もうすでにこの法
律は一部時期おくれであるから、むし
ろ百貨店の保護法になるであらう。中
小企業の保護を目的として作つた法律
ではあるが、決してその目的には合
わぬ、もうこれ以上作ること相ならぬ
というところにすれば、現在伸びに伸び
た百貨店をむしろ保護する法律であ
る。つまりそのことは、かつての百貨
店法が同じ轍を踏んだわけではござい
ませう。従いまして、この法律の精神が是
とするならば、善は急げでございま

○加藤(清)委員 現在新築中のもの、
この法律が適用される以前に申請許可
を得たもの等々の調整が行われるなら
ばよろしうございませうが、もし行わ
れないとなつてしまつて、この法律は
もとよりに伝作つて現入れずという結果
になるではないか。もうすでにこの法
律は一部時期おくれであるから、むし
ろ百貨店の保護法になるであらう。中
小企業の保護を目的として作つた法律
ではあるが、決してその目的には合
わぬ、もうこれ以上作ること相ならぬ
というところにすれば、現在伸びに伸び
た百貨店をむしろ保護する法律であ
る。つまりそのことは、かつての百貨
店法が同じ轍を踏んだわけではござい
ませう。従いまして、この法律の精神が是
とするならば、善は急げでございま

す。従つて、現在新築中のものないしは申請中のものを同じような目で見て、そうして調整するということが最も当を得た方法ではないかと存じまするが、やはり大臣は、前の百貨店法と同じ轍を踏むつもりでございませうか、その点をお尋ねいたします。

○石橋國務大臣 統制ということはいかなる場合においても、これの適用をされずと統制されずものを保護するような結果になるという事は、これは百貨店法だけでなく一般的なことでありまして、そういう弊害も伴うであろうという事は重々承知しております。しかし、今の建築中のものに對しても、それと同じ議論によつて認可申請がありましたときに許可するしないかという事を決定する以外には許さないとか許すということをおぼろげに決定することはできないと思つております。それから生ずるところの弊害があるとすれば、その弊害についてはさらにまたできるだけの除去をする工夫をするという以外にはないのであります。

○加藤(清)委員 もう一点だけで終りたいと思います。

ただいまのような御答弁でございすると、まことにそれ多い話でございしますが、この二法案を比較対照してみますと、わが法案は魂が入つて、政府提案の法案はどうやら魂が抜けておるような感じがしてならないのでございします。

そこでもう一つどうしても承知したいことは、かりに法律ができたとしても、今のような精神で、やむを得ないというような精神でございしますと、

おつとつこい、綱はかけたけれども魚はみた逃げてしまつた、こういうことになりかねないかと存じます。すなわち先ほどの御答弁によりますと、この私の独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律にうたはれてゐることは、本法律にはうたわなかつた、こういうことでございした方が、この点事務當局としてはどのように考へていらつしやるか。すなわちあの公正取引に關するところの指示は、指示された以後よく履行されてゐると考へてございすか、それとも履行されてゐないと思つていらつしやるか、これはいづれでございませう。事務當局から伺いたい。

○徳永政府委員 私ども独禁法の運用につきましても、公正取引委員会が最善を尽しておられるというふうな考へております。

○加藤(清)委員 最善を尽しているかいないかよくなくて、実際にその法律が行われてゐるかいないかということをおぼろげに尋ねておる。その法律の趣旨に從つて具体的に商業活動が行われてゐるかいないかということをお尋ねしておる。ちやうど公取の方が来ておるようですから公取に承知いたします。

○坂根政府委員 一昨年の暮れに私もが特殊指定をいたしまして以後、私もどもとしては最善を尽して、今朝多賀谷先生に申し上げましたように、あの特殊指定の趣旨に沿つて業界の指導に當つております。なおたとえば、それでは指定違反で審判をしかかというふうなケースをお聞きになりますと、それはまだございせんが、大体あの特殊指定の趣旨に準じてやつております。

○加藤(清)委員 私の質問はこの一点で終りますからつきり答えてもらいたい。あなたの方がその指示に從つて事務を一生懸命にやつてゐるのかいないかという事を聞いてゐるのではなくして、その指示が商業活動の内部に浸透して、具体的にその指示が守られてゐるのかいないか、こういうことを聞いてゐるのでございします。

○坂根政府委員 私どもといたしましては、その指示に從つて過去一年有餘の間に漸次新しい趣旨の考へ方に沿う取引の態様に転化しつつある、こう考へております。

○加藤(清)委員 傾向としては出された指示がある程度きき目があつたことはあなたの意見と同じように私は認めます。しかしそれで一切今までの悪弊が拭拭されたと思つたらとんでもない大間違いです。私は具体的に例をあげておぼろげに尋ねておる。昭和二十九年十二月二十一日にあなたの方は特定の不正な取引方法を次のように指定するといつて、その第一に百貨店法における特定の不正な取引方法、例をあげて、返品のことを事ここまかに第一項から第五項にわたつて指示しておられるのでございします。

昭和二十九年十二月二十一日から今日に至るまで、デパートから、あなたの方ではいわゆる納入業者と呼んでゐるやつしやる問屋業者には返品は全部なかつたと言ひ切れますか、言ひ切れないうでございします。その結果は去年どういふことになつたか、ゆかた生地が時期おくれからとどろんどろんど返品されたことがある。その結果は注染、しほり業者を倒産のどん底に追い込んだ。それ

のみならず、このことはやがてこの注文に大きな影響を及ぼしてゐる。具体的事実にあつたは耳をおうて、目をおうて通り過ごさうというおつもりでございします。これに對してあなたたちはまじめにやつてゐるとおっしゃるならば、まじめに具体的措置をとつていただきたい、どうですか。

○坂根政府委員 お答え申し上げます。ただいま私が加藤先生に申し上げましたように、漸次私どもの特殊指定の趣旨によつて、従来の納入業者に対する態度から転化しつつある、これは漸次そういうことになりつとあると思ひます。そこで先生のおっしゃいますようなケースが、十分あることは私も承知しております。従つてその間の経緯につきましても、今日その取引の態様について十分調査してございまして、いづれそのうちに先生の御質問になつたような趣旨に沿ひ得るようになつてあらうと思つております。

○加藤(清)委員 調査されましたならば、本法案が審議されてゐる期間に、ぜひ一つくらいひな形をこへ出していただきたいものと思ひます。そのことはやがてあなたのおっしゃつた、この指示を忠実に履行させる基礎ともなるわけですから、だからほんとうにあなたのおっしゃつた調査が具体的に行われてゐるとするならば、その結果をこへ御提出願ひたいのでございします。もしあなたの方から出すことがいふろいふ影響上都合が悪いということであれば、私はそのために倒れた商人をこへ喚問することにやぶさかではございませぬ。あえて金業界とは言わず、しほりと注染だけに集約してでも商人はこへ数人呼ぶことができるの

でございします。その結果はここの注文文となり、この注文文の結果は、おそろく見てごらんない、この夏の盛り以降における競争を激甚ならしめる、こういう結果を生むであります。思へばおそろしいことです。国民はそのおかげでここの夏は少くとも一割から一割五分は高いゆかたを買わされなければならぬ。もつともこの一割、一割五分にはほかの原因もありますけれども、このことが一つの大きな原因になつてゐるのでございします。全く国民にとつて不幸な現象といわざるを得ないのでございします。ぜひ一つ出していただきたい。

さてその次に発せられてゐるのが契約以後における値引きの問題でございします。それから臨時雇い等々の問題があげられておりますが、これが公取委からこのような指示が行われておりますのにもかかわりませぬ、なおそれが十分に履行されてゐないといふところに問題があるのでございします。企業局長さん、こが問題なんです。そこでどちらの命令をよく順守するかといえ、一番よく順守するのは自分の首の根っこを握つておられる人の言ふことをだれしもがよく聞くのであります。この百貨店法の首の根っこを握るのはだれかといへば通産大臣でございします。そこで本法案の中に、公取委と重複するかもしれないけれども、大臣の権限として、大臣の命令としてこれを加えるということ、やがて公取委の精神をよりよく実行する上に大きな効果があると存じます。この点大臣いかがでございませうか。

○石橋國務大臣 私はさういふお話も前から実は聞いておりました。しかし

いと思ひます。

○石橋國務大臣 これは感情的に申しますと、こういう法案ができるかもしれぬというのをねらって、故意に拡張をやっているとか——これは百貨店だけの問題じゃありません。ほかの方面にも見られるので、はなはだしからぬという感じを抱くのであります。が、そうかといつてわれわれが感情的になるということも、これまた弊害を生ずるであらうから、十分冷静な態度をとっていきなさいと思ふんです。ですから百貨店を新しく許すときに、現在拡張計画をして建築をしておるものが、その許可を申請してきた場合の審査については、おのずからある程度厳重な審査ということはあると私も考えております。しかしながら、どうもあれはけしからぬから特別にとつちめてやろうというような感情は持つてはならぬ。これはまた自省をしなればならぬことだと思ひます。

それから、もう二、三カ月置いたら百貨店法は必要なくなるという説もあります。これも少し感情論です。それはいつやりましたも同じような現象が起つて、制限するといへば、その制限が行われる前に、自分だけ有利な立場を占めようという動きは、これは日本に特にひどいか、東洋に特にひどいかどうか知りませんが、外国にもおそれあることだと思ひます。本にも書いてあるのですから、一般的に人情であります。こうしたことはおそらく予想しなければならぬことでありまして、それからそれはそれとしまして、できるだけそういうことが起らないように為政者としては心掛けなければならませんが、しかしそんならもうこの法律は要らないかというところ、そうじゃないと思ひます。また、とにかくここは一つの先づきした動きが現れております。あるいは三カ月か半年かの間に拡張を急がせたいという結果が生ずるかも知れませんが、そのあとの問題を考えれば、いつまでにこの法律ができるということ、それだけの効能があると思ひますから、現在建築を急いでいるものがあるからこの法律は無益というのも、少し行き過ぎな考え方ではなからうかというふうに考えます。

○帆足委員 通産大臣は今後審議会ができて、法律の運用の過程では一つ相当厳重にやるつもりであるという御発言がありました。この御発言は、公正取引委員会の方でも行政当局でも、ここでちょうど聞いておられたこととで、私も私も幸いにしてこの法案を通過させますときには、そのときの討論の言葉の中にもそのことを厳重に各議員が発言するでございませうし、時と場合によつては附帯決議のような要求も出るであらうが、そのことにつきては社会党の原案も出ておりますから、社会党の原案を出した代表の方の意見も一つ承つておきたいと思ひます。

○永井委員 ただいまの御質問でありますからお答えいたしますが、ほんとうは繊維の場合でも繊維の設備の規制をする、こういうことが予知されまして、このときとばかりに、繊維製造工場はもう昼夜兼行でどんどん機械を作ると、こういうことで、設備を規制するということが逆行いたしました。設備が拡大されるという結果が来たされて

おります。また百貨店の場合も同様であります。でありますから、この拡張し切った百貨店の現状において、今手がけておるものはすべてこれを容認するといふ形で措置をいたしますと、政府の提案は、現在及び拡張された百貨店の擁護法という形になりまして、これは中小企業を守るという法案とは質的に違つた形になつて参ります。従いまして、わが党の天下であれば、この法案の提出に当りましては、当然経過的な措置として直ちに行政的な措置をして、拡張その他については十分注意を喚起し、これを抑制するというふうな措置もなし得るのでありますけれども、野党でありますために立法措置をとりできない。行政措置はわが党の権限外でありますので、できなかったわけでありまして、もし砂糖の超過利潤をとる、バナナ、パイナップル、カン詰の超過利潤をとるといふ場合には、法律はありませぬけれども、行政措置によつてその超過利潤はチェックするという措置も現実に講ぜられてあつたわけでありまして、当然そういう措置が講ぜらるべきはすであることとわれわれは期待いたしましたのであります。その期待に反しましてこのような事態に至りましたことはまことに残念であります。わが党といたしましては行政措置をする権限がございませぬし、その能力がございませぬので、残念に存じておるわけでございませぬ。

○帆足委員 今の永井君の答弁なら私もよくわかるのです。同じ党であるから、自國自讃で申し上げるわけではありませぬけれども、この問題については全国の小売商の諸君が非常に注目し、期待しておると思ふのです。石橋

さんでなかつたら今度の百貨店法がこまでくるかどうかかわからなかつたと思ふのですが、おそまきながらも、石橋さん並びに親愛なる同僚議員諸君が、社会党が出したことによつて、これは正論として一般の支持を得ているから、多少骨抜きにはしたけれども、とにかくある程度の規制は必要だといつてこの法案を提出されたことには大いに敬意を表します。しかしだれしもがそう言っているのです。過渡期の措置を急いでいるところはないか。私もせつかく政府がやろうという気になつているときに水をさそうということはしたくありません。一刻も早くこの法案をりつぱな形で通すようにしたいと思つておりますけれども、すべての人がそう言っているのです。過渡期の措置について何らの手が打たれていないじゃないか、あとは審議会がスローモーションでまごまごしていたんでは、百貨店擁護法になりはしないか、これはすべての人が言つていることですから、従つて問題の論点を明らかにして、今後の運用に對して、議員としては明確な注意を喚起しておくことが私は非常に必要だと思ふのです。

公正取引委員会の方も見えておりますが、とかく法律というものは運用次第でこういう穴ができるわけですか、この不当な穴をふさぐように、運用上注意していただくべきということ、運を希望しているわけですか。きょうは通産大臣から厳重な注意をもつて運用するといふ発言がありましたので、私はこれだけにとめておきますが、われわれにいたしましてはただここで発言しただけでなく、何らかの形で、これを運用の上に実際に反映するように

してもらうように今後とも要求いたしますから、そのことだけを申し上げておきまして、またあとで質問いたすことにいたします。

○神田委員長 次は田中武夫君。○田中(武)委員 何か大臣が月曜日には見えない、こういうことですから、大臣に二、三の点をまずお伺いしたいと思ひます。私先日下請代金の支払い遅延防止に關連いたしました、本会議で質問いたしましたときに、大臣は自民党のいわゆる政府案には欺瞞性なんかない、百貨店法を社会党案と比べてもらえばよくわかる、こういうふうに答弁せられたのですが、私、社会党案と政府案を見ました場合、政府案はただ売場面積と出張所、支店の規制、それから一、二の顧客の送迎に対する行為について勧告できる、こういうような点だけうたつておりました、たとえば公正取引委員会の過去二回にもわたつて勧告いたしましたような不正な取引、いわゆる問屋との間の経済的な地位を利用いたしまして、手俵い店員とかあるいは特売向けの商品の特に命ずるとか、あるいは委託販売あるいはまた一旦返しておいて返品の再購入、こういうような方法による不正な取引は何ら規定をしていないわけですが、そういうふうな点につきましてはなぜ規定されなかつたのか。かつて公正取引委員会がすでに二回にわたつて警告しているような事項が入つていないのです、そういうふうな点についてはどのように考えられておられるのか。

○石橋國務大臣 公正取引委員会が百貨店に對して勧告をし、あるいは取締りあるいは審査を行うというふうなこ

としまして、今後の運用に對して、議員としては明確な注意を喚起しておくことが私は非常に必要だと思ふのです。

公正取引委員会の方も見えておりますが、とかく法律というものは運用次第でこういう穴ができるわけですか、この不当な穴をふさぐように、運用上注意していただくべきということ、運を希望しているわけですか。きょうは通産大臣から厳重な注意をもつて運用するといふ発言がありましたので、私はこれだけにとめておきますが、われわれにいたしましてはただここで発言しただけでなく、何らかの形で、これを運用の上に実際に反映するように

とは、むろん続けてやるわけでありま
す。ただ今までは公正取引委員会だけ
でやっておりましたのを、この法律に
よりまして通産大臣は公正取引委員
会と緊密な連絡を保ち、また公正取引
委員会にいろいろ援助をするというよう
な形で、今までの取締りを強化するこ
うなことをこの法律で規定するわけ
であります。公正取引委員会自身がやる
ことをそのまま復唱をここにはしては
おりませんが、公正取引委員会がやる
ことはむろん認めておいて、その公正
取引委員会の活動をこの法律によつて
一そう強力にする。その強力にするこ
とに通産大臣が協力する、かようなこ
とをこの法律で規定したわけでありま
して、従つてそれを落したわけではご
さいません。

○田中(武)委員 公正取引委員会が、
これは不正な取引だと考へて警告を
し、いろいろな措置をとるということ
は、この法律がなくともできるわけ
です。現にやっておるわけです。しかし
これを百貨店法として特に取り上げ
て、そうして中小企業の保護育成のた
めだ、こう言う上は、かつて公正取引
委員会が二回にもわたつて警告したよ
うな事項は、当然法案作成において考
慮すべきじゃないか、このように思
うわけなんです。

○石橋國務大臣 その点は十分検討
いたしました。その結果今度通産省が出
しましたこの法律案の方がよろしい
ということですか。よろしいといふた
のであります。そのときの審議のこま
かい点は私忘れましたから係である政府
委員からお話しいたします。

○徳永政府委員 午前中に同じような
御質問がございましてお答え申し上げ

たのであります。独禁法で扱つてお
ります事項と、それから百貨店法で
扱つております事項と性質に若干の違
いがございまして、独禁法で扱つてお
ります事項は、いわば公正競争というこ
とでございまして、たとへて申します
れば、明らかに経済秩序、法秩序維持
上ルール違反の事項を取り締まること
でございまして、この百貨店法の方
は、その点やニュアンスを異にいた
してございまして、ルール違反ではない
が、たとへて申しますれば、相模で横
綱の張り手を抑えるという感じが
ございまして、張り手は相模の四十八
手裏表では禁手ではないわけでありま
す。ただ横綱は度の過ぎることはほ
どにしろというやうなことでござい
まして、そういう方のニュアンスが違
います。また現に不正競争の取締
りについては法律もあることござい
ますし、しかも独禁法は、運用によ
りまして非常に弾力性もあり、個別的
な条文で書きましますより、むしろ運用
の弾力性も多いという面もございま
すし、今回御提案になりましたやうな社
会政策というものは、前の案にもこの種
の条文はあつたわけでございますが、
私はその点もよく研究してみたいわけ
でございますけれども、法体系が違つて
ございまして、独禁法で十分により得
ると、またそれはやりやうによつて弾
力性が十分にあるということから見ま
して、この百貨店法の中には取り入れ
ることはプラスではないというふう
に考へまして、はずしたわけござい
ます。

○田中(武)委員 この問題につきま
しては、私中座しているうちに同僚委員
から質問があつたやうでございませ
んのであります。この程度にいたしま
して、他の面について石橋通産大臣
にお伺いいたします。

○田中(武)委員 この問題につきま
しては、私中座しているうちに同僚委員
から質問があつたやうでございませ
んのであります。この程度にいたしま
して、他の面について石橋通産大臣
にお伺いいたします。

で、この程度にいたしまして、他の面
について石橋通産大臣にお伺いいた
します。

大臣も御承知のように、この百貨
店法案は、二十二国会で社会党が提出
いたしました。また当時の民主党の方
から、簡単にしたが、六条程度のもの
が出ました。ところがこれが、国会最
終日に、砂糖三法案とからみまして流
れたわけでございます。今日政府がこ
れを提案してこられたのは、いろい
ろと政治的な意図もあつたかと思わ
れます。たとえば参議院選挙を前にし
て、全国の小売商人に何とかしなけ
ればならないと考えられたのかもし
ないし、またどうせ社会党から前のよ
うな強いといひますか、中小企業の立場
からいふならば、より強い法案が出る
から、何とかそこまできかないところ
でお茶を濁そう、そういうやうな考
えで出されたかもしない、こう思
うのですが、ほんとうに大臣が中小小
売商人の保護育成というやうな点を考
へて出されたならば、なぜ二十二国会の
きに百貨店法案が成立するやうに通
産大臣として努力されなかつたのか、
お伺いしたいと思ひます。昨年一年に
百貨店のいわゆる新増築がほとんど行
われまして、一年間に十平方メートル
にも上るところの売り場面積が拡張
された、これは約六割の増築といは
れておるわけでありまして、これは考
へ方によりましてならば、こういう法律
を出るぞといふと、百貨店にある程度
の準備期間を与えて、この法律が出た
ときには、百貨店には何ら苦痛が感ぜ
られないやうな時期まで待つて出
してやる、こういうやうにも考へられ
るわけでありまして、たとえば売春禁
止

法にいたしましても、同じやうなこ
とをたどっているのではないかと。出
るぞといひながら政府は出さない、
そういうことによつてある程度の期
間を与えて、売春禁止法の場合は、一
般の小売商人に有利であるやうに見
えますが、それが果してどれだけの効
果があるか、あるいはまた一般消費者
に対してどういふ影響があるかとい
うことについては、私に相当疑問があ
ります。従つて昨年に於いては、この
百貨店法案を社会党からお出しにな
りましたのに対して、直ちにそのま
ま服

法にいたしましても、同じやうなこ
とをたどっているのではないかと。出
るぞといひながら政府は出さない、
そういうことによつてある程度の期
間を与えて、売春禁止法の場合は、一
般の小売商人に有利であるやうに見
えますが、それが果してどれだけの効
果があるか、あるいはまた一般消費者
に対してどういふ影響があるかとい
うことについては、私に相当疑問があ
ります。従つて昨年に於いては、この
百貨店法案を社会党からお出しにな
りましたのに対して、直ちにそのま
ま服

法にいたしましても、同じやうなこ
とをたどっているのではないかと。出
るぞといひながら政府は出さない、
そういうことによつてある程度の期
間を与えて、売春禁止法の場合は、一
般の小売商人に有利であるやうに見
えますが、それが果してどれだけの効
果があるか、あるいはまた一般消費者
に対してどういふ影響があるかとい
うことについては、私に相当疑問があ
ります。従つて昨年に於いては、この
百貨店法案を社会党からお出しにな
りましたのに対して、直ちにそのま
ま服

法にいたしましても、同じやうなこ
とをたどっているのではないかと。出
るぞといひながら政府は出さない、
そういうことによつてある程度の期
間を与えて、売春禁止法の場合は、一
般の小売商人に有利であるやうに見
えますが、それが果してどれだけの効
果があるか、あるいはまた一般消費者
に対してどういふ影響があるかとい
うことについては、私に相当疑問があ
ります。従つて昨年に於いては、この
百貨店法案を社会党からお出しにな
りましたのに対して、直ちにそのま
ま服

法にいたしましても、同じやうなこ
とをたどっているのではないかと。出
るぞといひながら政府は出さない、
そういうことによつてある程度の期
間を与えて、売春禁止法の場合は、一
般の小売商人に有利であるやうに見
えますが、それが果してどれだけの効
果があるか、あるいはまた一般消費者
に対してどういふ影響があるかとい
うことについては、私に相当疑問があ
ります。従つて昨年に於いては、この
百貨店法案を社会党からお出しにな
りましたのに対して、直ちにそのま
ま服

うという気持ちにもならなくて、実を
言ふとちやうちよしたものでありま
す。ちやうちよしたことは、私の判断
がその場合にはつきりしなかつたとい
うことは、不明を謝さなければならぬ
わけでありまして、そういうわけで昨
年は踏み切り得なかつたのでありま
す。その後だんだん各方面からも事
情を聞き、また百貨店業者自身が、
今御指摘のやうに、この法案の提出
を予想してむやみに店舗を拡張する
というやうな不謹慎な行動を取り出
したことも、私に反省をする機会を
与えました。それで今回は思い切つて
百貨店法案を出して御審議を願うわ
けであります。いわゆる政治的な考
慮からちやうちよして百貨店業者
に利益を与えるためとかあるいは選
挙のためというやうなことを考へた
わけではありませぬ。

○田中(武)委員 大臣は今そのや
うに答弁なさいましたが、政治的な
配慮、もう一つはやはりある程度
の期間を与えてやつた、こういうや
うにしかわれわれには考へられない
。と申しますのは、午前中の山本委員
の質問に對しては、わが党の春日さ
んから答弁のときにも、昨年一年の
間に増新築の計画をやつて、あるい
は実行したところの各地における百
貨店の実情を述べられておりました
けれども、あのような状態でありま
す。従つてこれはむしろおそきに失
する、こういうやうに考へるわけ
ですが、その点につきましましては
今大臣もそう言われたので、これ以上
申し上げませぬ。

次に、この法案において売り場面積
あるいは増新築の制限をする場合に
、その土地の商工會議所の意見を
聞く、こういうやうになってお
ります。現

在の商工会議所のあり方を申しましたなら、ことに大都市の商工会議所の実情を見ました場合に、必ずしも商工会議所は弱い立場の人たち、いわゆる中小小売商人の代表機関とも考えられなわけでありまして、より強い資本力を背景とするものの発言の方が強いように思うわけでありまして、そういうことについて商工会議所のあり方をどのように分析しておられますか。あるいはまた私が言っておるようなあり方であるとするならば、そこへ諮問をすることは、ほんとうに腹からこれらの制限をするという気持でなく、商工会議所というものを一つの防波堤として増新築の制限ができないような規定とも考えられますが、このようなことについて大臣はどのように考えておられますか。

○石橋国務大臣 どうもそういうふうな相手方の腹を探って、そうじゃなからう、何か裏があるのじゃなからうかというふうな疑いを一々かけられることはどうかと思う。私についてはさうな裏はございません。それから商工会議所の性格についてもいろいろ批評があります。都市によって違ふと思ひますが、大体地方都市においては中小企業者、特に商業者の利益を相当に代表しておるといふふうには私は考えております。それは現行行つてみてさうな感じを抱いておるわけでありまして、○田中(武)委員 私は至って正直者でありまして、別に人の裏をというふうなことではないのです。ところが今までの大臣のいいますか、現在の政府のやっておることが、どうもそういうことが多からうというふうに考えざるを得ないのであります。そういう点は

ともかくといたしまして、先ほどの御答弁で百貨店法を作ったからといつて、中小企業が直ちに救われるものでないと言われたことは当然だと思ひ、その通りだと思ひます。百貨店法ができたからといつて中小企業が救われるとは考えられません。従つてこれの成立と同時に中小企業に対するあらゆる育成の手段が必要だと思ひます。またそういうことがなければ、百貨店法を作つてもほんとうの意義がないと思ひます。そこで大臣は、百貨店法を作ると同時に、今言われたように、これだけでは十分に救われないのだから、こういう手を考えておる、こういうことがあろうと思ひますが、中小企業、ことに中小小売商人の立場を保護してやりあるいは育成することについてかねてどのように考えておられるか、伺いたしたいと思います。

○石橋国務大臣 零細な小売業者をどうして経済的に成り立たせるかという問題は、中小企業問題の中でも最も困難な問題で、ずいぶん古く明治時代からしばしば論議されておるにもかかわらず、実は一向にその解決の方策を見出し得ないというのが現状であります。従つて私もどうもいたしまして、どうしたらいいかということにつきまして、今にわかに名案がないことに苦しんでおるわけでありまして。しかしとにかく中小商業者ができるだけ共同して施設をするとか、あるいは仕入れその他について適当な方法を講ずるといふような、いわゆる協同組合的な方法によりまして、小売業者が連携をしてその経済的な基礎を築き上げる、強さを増す、同時に金融等についてできるだけの便宜を供する、こういうのはなほだ

平凡であります。それ以上の名案は今持つておりません。
○田中(武)委員 たとえば金融の問題等についても考えておる、こういうようなお話でありましたが、つきましてはこれは考えておるだけでなく、今後これを具体的に積極的に一つ進めていたきたい。そうでなければ百貨店法を作つたからといつて安心になるものじゃない、おっしゃる通りであります。この点を特にお願いをいたしておきます。

そこで、きょうはあわてて呼びだされてきたものですから、パンフレットを持つてこなかったのですが、昨年の一月に旧民主党が選挙に際して出した政策要綱というパンフレットの十四ページに、中小企業振興対策というのがありまして、その七項目にはつきりと百貨店の売り場面積の拡張、店舗新設、不当販売方法を抑制する措置を講ずるといふようにうたつております。大臣も旧民主党の党員の一人として、この政策要綱に基いて選挙公約をなされたと思うのですが、今政府の出しておられる法案を見ました場合、売り場面積の拡張、店舗の新設についてはなほどの明文はあります。しかしながら不当販売方法を抑制する措置を講ずるといふ点でございまして、なるほど条文には顧客の送迎について云々という規定がございまして、これでもって公約を果されたかと考えておられるかどうか知りませんが、不当販売方法を抑制する措置を講ずるといふわけでありながら、なぜ不当販売方法について明確な規定を設けなかったかお伺ひいたします。

○石橋国務大臣 その問題は先ほどからもしばしば御質問がございまして、また答弁もいたしております。公正取引委員会の方でやれるものはむしろやるし、またわれわれとしてもさらに一そう公正取引のために協力して取締りをするということになっております。ですから、今の民主党の公約に違反しておるとは思ひません。
○田中(武)委員 大臣の今の答弁はおかしいと思うのです。公正取引委員会においてやれる——独禁法ならば昨年一月の選挙以前からちゃんとあるわけです。しかしながら昨年の選挙に当つて、百貨店法を作るといふことを公約せられて、その中において不当販売方法を抑制する措置を講ずるといふたつておられる。もしそういうことであるならば、その方法は独禁法によつて規制する、百貨店法においてはこれこれの点を抑制するんだとなぜ言わなかったか。今の御答弁は、この公約を考えた場合、大臣のでたらめな言ひのがれであり、詭弁だと思ひます。

○石橋国務大臣 こまかいことは一々覚えてはおりませんが政府委員に答へさせていただきますが、民主党が選挙のときに発表した文章は一々こまかく分析して書いたものではございまして、全般として百貨店等の不正な取引を抑制することをうたつたのでありまして、その中で公正取引委員会がやれるとか、あるいは百貨店法においてやれるというふうなこまかい点まで考えて表現したわけじゃないのです。ですからその表現がどういふふうな今度の法律に現れておるかといふことは、そういうふうな文句を対照したからといつてすぐに出てくるものじゃないと思ひます。しかしながら不正な取引をどういふ

ふうにしてこの法律が押えようとしておるかということにつきましては、さつきからしばしば申し上げたのでありますが、なおちよつと記憶がはつきりしない点がありますから、政府委員にお答えいたさせます。
○徳永政府委員 百貨店の営業行為につきましては、条文御案内の通り、第九条に制約の規定がございまして、この規定は社会政策の構成とは若干構成は違ふことと見えるわけでありましてけれども、しかし先ほどの御答弁で申し上げましたように、百貨店の営業活動それ自身を取り出して、これはルール違反であるといふふうな言ひがたい性質のものでございまして、その度を過ぎまして、中小商業の事業活動に影響を及ぼすという場合に取締り、これが問題の本質に合致したものであるといふふうな考えまして、さうな規定が設けられておるわけでありまして。私も勧告はケース・バイ・ケースになりますけれども、その幅は相当弾力性もあるものであり、事態に即して十分の効果を上げ得るといふふうな考えでおるわけでありまして。

○田中(武)委員 私は企業局長の答弁を求めているわけではなく、いわゆる政治家としての石橋通産大臣が選挙における公約と、実際通産大臣としてとられた法案提出の態度についてお伺ひいたしておるのであります。石橋通産大臣は公正取引法の活動によつてそういうことができる、こういうふうにおっしゃつておられますが、公正取引委員会が指定したのは値引それから売り場面積の規制であつて、不当販売方法については規制いたしてありません。またもし販売方法について公正取引委

員会の活動によってできるというなら、独禁法第何条によって、どのような方法によってなされるのか、そういうことを考えておられるか、お伺いいたします。

○石橋國務大臣 たいだいま徳永政府委員から申し上げましたように、この法律によれば、また勧告によって不正と認められる商行為は抑止することとを誓ってありますから、そういうことで民主党の公約を果してあります、そういうことであります。

○田中(武)委員 本法案によって、勧告ができるということであるから、その勧告に従って公正取引委員会が動く、こういうことによつてという、いわゆる三段論法的なことでもう逃げられたようではありますが、この点につきましては、これ以上申し上げませんが、やはりはっきりと公約にうたわれたのであります。それは何なら明日でもパンフレットを持ってきてお目にかけてもいいですが、不当販売方法を抑制するということは、ああいう抽象的な文句のことをうたわれたものではな

いと思ひます。もしそういうことを考えられたとするなら羊頭を掲げて狗肉を売るといいますか、公約を破った場合は、中小企業の方々には、これは具体的に一々きめてくれるんだ、こう思わせておいて、実際票だけもらった、あとはやらなかった、こういうことになるということだけを申し上げておきます。

次にこういう点についてもすでに質問があったかと思ひますが、たとえば公共企業体の建物、駅とかいうようなところに百貨店が店を出す。そういうことによつて、より一そう交通を複

雑、混乱に陥れているという状態もあるわけでございます。また新宿ですか、高島屋の進出ということが、地元

に大きな問題を呼び起してあります。同じ社会党案によりますと、これらの問題について禁止規定を入れておりますが、政府案によりますと、こういうことについて何ら考えておられないようでありまして。またもう一つは、これは場所がいいということを利用して利用せられるのだと思うのですが、今度は国または公共団体が何らかの催しをする場合、これを百貨店の一部を借りてやる。そういうことによつて人を集めるという

ような方法もやっているとあります。すが、こういうことが中小小売商人に相当な影響をもたらしているわけですから。そういうようなことについてわが党案においてはこれまた配慮をいたしておりますが、政府案にはこういうことも配慮がせられておらない。大臣はどのような観点からそういう規定を入れたらなかつたのか。あるいは考えておつたのだが、どういう理由で入れなかつたのか。全然考えておられないのか、そういうことについてお伺いいたします。

○石橋國務大臣 たとえば非常な繁華な駅などでもって営業させるとか、あるいはまた百貨店の中で催しものをするというお尋ねでありましたが、そういうことは非常に幅の広い問題であつて、一がいにそれが悪いとか、いいとか、一般的には規制できないと思ひます。ですから、一つ一つの場合に当りましては、この駅においてはこういう営業を百貨店がやるのがいけないとかいいとか、あるいはまたある百貨店において何か催しものをするのがいい

か悪いかということも、その場合々々によつてこれを規制するかもしれないというのをきめなければならぬ、かように考えておられます。だから一がい金銭的に網をかぶせるという条項を入れなかつたのであります。

○田中(武)委員 大臣の御答弁は、一がいに言えないから、その場合々々によつて、こういうことであります。それがその場合々々によつてそういうことが禁止または抑制できるといふのは、政府案ではどういう条文でなされるのでしょうか。

○石橋國務大臣 新設許可の場合は新設許可の条文を使う。それからふだんのやつは、第九条がそれに当るものと思ひます。

○田中(武)委員 第九条の規定は勧告となつておつて、百貨店業者の出張販売、顧客の送迎その他の営業に関する行為がその百貨店業の事業活動を通じて中小小売の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、中小小売の維持育成を図り、以下略しますが、「ときは、その百貨店業者に対し、その行為をしないように勧告することができ。」という規定ですが、それは拡張解釈すればそういうことも入つていふように思ひますが、実際は苦しい言いわけであつて、九条のときに、この中に今私の言つていふような公共企業体の建物設備を利用することやあることをそれをしないという勧告をすることではないかという勧告をすることやあることをそれをしないという勧告をすることやあることをそれをしないと思ひますが、それはちよつと詭弁ではないかと思ひますが、どうでしょう。

○徳永政府委員 今のお尋ねの問題は、駅を使うとか使わないとかいうことでございしますが、そこを使うことが適当でない、いろいろな面から見まして思う場合には、それはいずれも第三の営業の許可になります。それから店舗の新設等の場合であります。第六の許可というところで出て参るわけで、その許可の際に処理されるところになるわけでありまして。

○田中(武)委員 なるほどこれから新たにたとえば新宿の駅ができたときに、そこで高島屋がやろうというときには営業の許可という線になつてい

でしよう。それでは今までにやつてい

はできないと思ひますが、そういうこと

は催しものですが、催しものについて

は何条でいわれますか。

○徳永政府委員 催しものにつきましては、私は、私もは第九の営業に関する行為といふものが催しもの、百貨店営業のいわば顧客誘引のための行為とい

うか、そういうことで営業に関する行為の中に当然に入つていふものと解釈して差しつかえないと思ひます。

○田中(武)委員 九条で催しものは規制できるということなんです。が、そうするとお伺いしますが、東京都なら東京都が何かの催しものをするというやうな場合、これは一つ一つどこかへ通産省等へ届けさすということになつて

いますか。この規定によりますと、そのやつた結果が中小企業を圧迫するといふことであるならば勧告できる、こ

ういうことなんです。これが何回か継続して繰り返してやられる場合には、それは勧告することによつて自後を規制できると思ふ。ところが一つの催し

これがいわゆる中小企業に対して圧迫になり、中小企業の育成に影響を与え、こういうことで勧告をする、こういうことになるのでは。だからそういうときにはできるけれども、こういうように一々主体が変ってくる場合に、あなたの言われるような九条で果してどういう効果があるのですか。

○徳永政府委員 お話のようにいろいろな種類の催し事は、主催者は百貨店でないという場合があるかと思いますが、しかし百貨店が場所を提供してやっておくということも確かでございます。それは通常の百貨店側として顧客誘引のねらいということもありまじやうし、また百貨店側としての百貨店営業にふさわしいといえますが、ある意味のパブリック・リレーションというふうな趣旨でやっておくというところもあるかと思われ、百貨店の顧客誘引としてその面がどぎつと出、またそれを通じて中小企業の事業活動に影響を及ぼすというふうに考えられます。また百貨店に、それに場所を提供しておる百貨店に対して、そういう催し事に提供する場合を制限せよとかいうふうなことは、当然に九条によつて勧告できるというふうに考えております。

○田中(武)委員 もう一つ聞きますが、たとえば東京都が何々展覧会をする、これが九条の勧告事項に該当するやうな場合、いつ勧告をするか、そしてそれに対して勧告をしたときに、その効果はどういうところに及ぶのか。

○徳永政府委員 今お話のようなケースの場合、東京都が催し事をやりますという場合でありますならば、一応常識に解しまして、東京都のやりまじやうな行為というものは、それに百貨店が場所を提供したとしても、百貨店の営業の顧客誘引というよりは、むしろ東京都が適当な場所を求めたという意味で、百貨店としては百貨店の営業に付随してパブリック・リレーションをやったというふうには解するケースの方が常識的には多いのではないかと、うふうに私考えるわけでございますけれども、しかしお尋ねの趣旨は、ある種の人ややった場合、それが百貨店の営業活動を通じて小売商に影響を及ぼすという場合に、どういう取締りの仕方をするかという趣旨であるかと思われ、わけでありまして、そのことが顕著になりました場合には、会期が期間中でありましても差しとめる。期間が残っておりましても差しとめる。勧告することでもできまじやうし、その事例に徴し、以後類似のことをやらないやうにというふうな勧告もできまじやうし、その辺は九条の勧告は弾力性を持って、実情に即して運用ができるというふうに考えております。

るだろうかというところを聞いたときに、九条でやれるというが、これは九条では考えていないということになる。物語っておる。それからある期間にそういうことがあった、そういう事態が起つたとすれば、期間中でも勧告もできるでしやうというが、これはあくまでも勧告であります。法律的效果は直ちに発生いたしません。そうするならば、あと一カ月なり一週間ある途中で勧告して果してどういう効果が現われるのかお伺いいたします。

○徳永政府委員 今の御引例のような場合、たとえば一カ月の催しであるといいたしますと、その途中におきまして政府側が勧告をいたしたという際に、途中で催し事を切りかえなければならぬやうなケースも起り得ることはあると思うのであります。ただ同時にそれをすつぱととめるといふことばかりがねらいというよりも、その程度のこととするなというところの効果というものが、この勧告によりましてあるというふうにお考えいただいてよろしいやうなふうかと考えるのであります。

○田中(武)委員 きょうは大正中心の質問ということで、あなたにならなくてもできるわけなんです、こういうことにひつかかったのについて申し上げますが、それじゃ勧告というものの法律的效果を伺いまじやう。勧告というものは直ちに効果を生じますか。相手方が、もうあと一週間くらいだからというやうなことで応じなかつたときにどういうことになるのか。勧告というものはあくまでも勧告であつて、法律的效果は直ちに発生しない。そこを九条でやっているのは、先ほど

私が指摘いたしました民主協の公約で、不適当な販賣方法を抑制する措置を講ずるということにならない、と私が申し上げたところへ落ちてきたやうです。なぜ勧告というやうなごまかしをやられるのか。勧告というやうなことは直ちに効果を生じたいとせよ。法律上の効果をお伺いいたします。

○徳永政府委員 法律は十分の効果を發揮すればよろしいのでございまして、法律の構成上窮屈にといひますか、がんにがらにできていないからというふうにはばかり解すべきではない、かと考えるわけでございまして。私ども百貨店に對します勧告につきましては、百貨店業といふものはいわば客商売でございまして、いやくも通産大臣が、度を過ぎた行為であるといふふうに認定いたしまして、九条の規定に基く勧告にいたしました場合に、百貨店側は当然にそれを尊重いたしまして、その通り実行するといふやうに私も期待いたしております。(実行しないよ)と呼ぶ者あり)万が一にもその勧告通り実行できないといふことは、私ども百貨店の性格から見まして予想いたしておらないわけでございまして。最初からそれを、期待通りのことは期待できない人であるといふやうに考えて、法をきつくり作り上げておくばかりが能じやないやうなやうかと考える次第でございまして。

○田中(武)委員 ますますおかしいと思ひます。公正取引委員会が過去数回にわたつて警告を出しておることは御承知の通りで、警告を出したからといって直ちに実行できまじやうか。それからこの勧告は主催者に対して勧告をせられ

るか、それとも百貨店に対して勧告せられるのか。これはどうも百貨店に勧告するやうであります。しかし主催者側がいやだと言つたらどういふことになるか。百貨店が客商売であるならばなおさら、主催者側がいやだといふのに強制執行のやうに展示品を屋外にほうり出すことはできない。そうすれば結局これは勧告をしたら目的を達したといふことに終るといふことになる。そうして勧告といふことは相手があくまで良心的にやる場合を意味するのであつて、そういうことに対して見解が異なつたりあるいは耳をおおうて聞かないという態度になつたとき何もならない。なるほど法律を作る上にはあなたがおっしゃつたやうに、勧告して聞かないであらうといふことで勧告を入れたといふことでないことはよくわかります。しかしながら今までの事例から見まして、相手はこういふやういふ規定でおいそれとやうことを聞くやうなものであるかどうかとお考えになつたか。公正取引委員会が警告してすら何ら改まらなかつたといふ実情が、お考えになつておりますか。なお勧告の法律的效果を僕は聞いているので、す。判決とかそういうものではなく、直ちに効力の発生するものではない。そういうことによつてこれがほんとうに目的が達成せられるかどうかといふことを聞いているのです。

○徳永政府委員 勧告に違反した場合には罰則もないといふことはこの条文に出ておる通りでございまして。しかし勧告は具体的な事例に即して具体的な措置ありといふものを勧告いたすわけでございます。抽象的にばく然と

した勧告をいたすということはないと思ひますが、その辺は守るべき勧告を、尊重はしたが食い違ひが出たというような事例というものは起らないものと私は考へております。

○田中(武)委員 この点につきましては相当私と見解が異なるようであります。しかし時間の都合もありまして、質問を保留いたしまして、次に大臣に希望と申しますか、それを述べて時間の関係上終りたいと思ひます。

国または公共企業体の設備、建物、こういうものは、国民全体が平等に利用すべきところであります。そこを百貨店に全部提供する、そういうことによつてそれ以上の交通の混乱とかいふような状態を起しておる。またそのことが中小企業、付近の小売商人に大きな圧迫になっておるといふことは言わなくても御承知の通りであります。そこで九条でできるのか、三条で新築の場合は許可を制限できる、なるほど法律の解釈の仕方によつてはできます。問題は後の運用であります。運用に当りまして、ここでお答えになつたこと、われわれが申し上げていることを十分考へていただきたいと思ひます。

なおわれわれがこの百貨店法について前からやかましく申し上げておるのは、現在百貨店のあり方を見ました場合、いわゆる百貨店相互間の競争、大資本と大資本が火花を散らしての競争が、その爆風といひますか、その余波が経済的に弱い中小企業に圧迫となつてきておる。またそのことによつて中小企業であるところの問題、メーカーがいろいろの面において、先ほど来言つておりますような、委託販売とかあるいは手伝い店員とか、またいわゆ

る返品、たたく買ひ、こういうようなことによつてほんとうに圧迫を受けておる。不公正な取引が行われておるといふことをわれわれは考へまして、強く申し上げておるわけでありまして、問題はこの百貨店法の今後の運用です。この運用に當つて、そういうことについて許可なりあるいは勧告をなす、官庁の監督をなされる通産大臣の頭の持ち方一つだと考へますので、ここでお答えになつたことを十分考へていただきたいと運用していただくよう特に申し上げておきます。と申しましたからといって、直ちに政府案全般について賛成しておるわけではありませ

ん。この点についてはまだ申し上げたい点がたくさんございしますが、きょうは私勝手に昼からおそく参りまして、皆さんに御迷惑をかけてもいけないと思ひますから、この程度で終ります。

○石橋國務大臣 百貨店法を施行する限りは、むしろこれが十分有効に運用されるように努めなければならぬことは申すまでもありません。ただ問題は非常に複雑でむずかしい問題です。なかなかそう簡単にはいかないと思ひますから、審議会その他を通じて十分に事情を明らかにし、消費者にもあるいは一般の小売商にもよろしいように——小売商さえ助ければ消費者はどうなつてもいいというわけにはいかないから、それらの点も十分考へてやっていきたいと思ひます。

○神田委員長 ただいま議題になつております永井勝次郎君外十二名提出にかかる百貨店法案、内閣提出にかかる百貨店法案に関する質疑は一応終了いたしましたようであります。両案に対する各派の態度決定までに多少の質疑もあ

ろうかと存じますので、これらの質疑があれば来たる十六日に行うこととし、同日中に質疑を打ち切りたいと存じますが、かように取り計らうに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめます。

次会は来たる十六日午後一時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

第二十七号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 三 あるいはあるいは御母
美幌、衣

昭和三十一年四月十八日印刷

昭和三十一年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局